

第2期津幡町
子ども・子育て支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

津 幡 町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 これまでの少子化対策の取り組み	2
第3節 子ども・子育て支援事業計画の策定	5
第2章 津幡町の子育てをめぐる現況	9
第1節 人口動態と子どもの世帯	9
第2節 少子化の動向	13
第3節 保育・教育環境の状況	24
第4節 アンケート調査に見る子育ての状況	38
第5節 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	48
第3章 目指す子育て支援の方向	57
第1節 計画の基本理念	57
第2節 計画の基本目標	58
第3節 計画の基本方針	59
第4節 計画の施策体系	61
第4章 子ども・子育て支援事業の課題と今後の方向性	65
基本目標1 子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実	65
基本目標2 子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実	73
基本目標3 地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり	83

第5章 子ども・子育て支援事業の事業量の見込みと提供体制.....	93
第1節 津幡町の将来の人口推計	93
第2節 教育保育・提供区域の設定	97
第3節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の考え方.....	98
第4節 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保	103
第5節 子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	108
 第6章 計画の推進	 121
第1節 計画の周知徹底	121
第2節 計画の推進体制	121
第3節 計画推進にあたっての役割	122
第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	123
 資料編.....	 127
(1) 子ども・子育て会議条例	127
(2) 子ども・子育て会議委員名簿	129
(3) 子ども・子育て会議の開催	130

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、平成24年8月22日に、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が公布されました。この3法に基づいて平成27年度から開始された新たな子ども・子育て支援制度を推進していくため、都道府県及び市区町村に、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。また、当初平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」も10年間延長され、「切れ目のない子ども・子育て支援」を行うこととなりました。

子ども・子育て支援新制度の施行以後も、国は子育てを取りまく環境（少子高齢化、女性の就労率の上昇、それに伴う保育ニーズの増加、労働者の長時間労働など）を改善・支援するために、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年～）の策定、「働き方改革実行計画」（2017（平成29）年～）の策定、「子育て安心プラン」（2017（平成29）年～）の公表、「新しい経済政策パッケージ」（2017（平成29）年～）の策定など、様々な取り組みを始めており、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、子どもたちの受け皿をさらに確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、さらに令和元年10月より幼児教育・保育の無償化もスタートしています。

本町においては、平成28年に「第5次津幡町総合計画」を策定し、「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」を将来像として令和7年を目標にその実現を目指して、町勢の発展に取り組んできたところです。また、保健福祉部門においては、「笑顔があふれ誰もが元気に暮らせるまち」を目指して児童福祉や保健事業を進めています。

こうした中で、本町においては、県都金沢市に隣接する人口急増地区と山間地の過疎地区を抱え、地域的な格差が広がっていることや出産休暇明けからの保育需要、管外からの入所希望、ひとり親家庭の児童など、保育需要も多様化しており、幼稚園や認定こども園も含めて教育・保育を中心に子育てにかかわる各種事業に対する要望は、ますます高まりつつあります。

第2節 これまでの少子化対策の取り組み

近年の少子化対策は、平成2年の「1.57ショック*」を契機としたエンゼルプランからはじまり、平成15年の少子化対策基本法、次世代育成支援対策基本法に基づき、総合的な施策が講じられてきました。平成24年に子ども・子育て関連3法が成立し、新たな子育て支援対策に取り組むこととなりました。

本町においても「エンゼルプラン」「次世代育成支援行動計画」に引き続き「子ども・子育て支援事業計画」の策定に至っています。

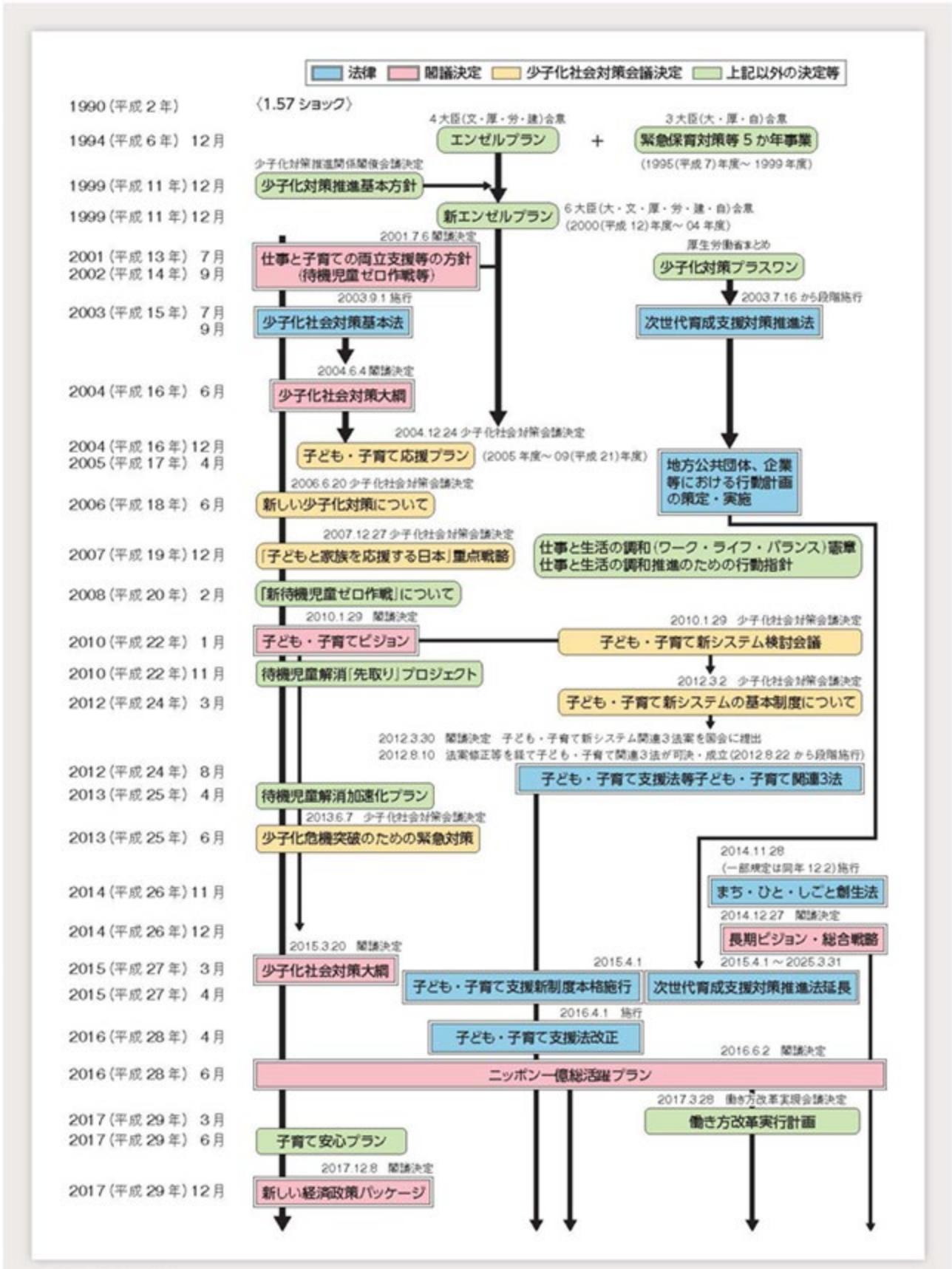
○これまでの子ども・子育て支援の取り組み

年次	内容
平成6年12月	「エンゼルプラン」作成
平成11年12月	「新エンゼルプラン」作成
平成14年1月	新しい「日本の将来推計人口」の公表
平成14年5月	少子化対策に関する総理大臣の指示
平成14年9月	「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理大臣に報告
平成15年3月	「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ
平成15年7月	「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法改正法」の成立
平成15年9月	「少子化対策基本法」の制定
平成16年3月	「少子化対策大綱」の策定
平成17年3月	「津幡町次世代育成支援前期行動計画」の策定
平成19年12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定
平成22年1月	子ども・子育て新システム検討会議の発足 「子ども・子育てビジョン」の策定
平成22年3月	「津幡町次世代育成支援後期行動計画」の策定
平成22年6月	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の決定
平成24年3月	「子ども・子育て新システムの基本制度」の決定
平成24年8月	「子ども・子育て関連3法」の可決

○これまでの子ども・子育て支援の取り組み（続き）

年次	内容
平成26年7月	「放課後子ども総合プラン」の策定
平成26年11月	「まち・ひと・しごと創生法」の可決
平成26年12月	「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定
平成27年3月	「少子化社会対策大綱」の策定
平成27年4月	「子ども・子育て支援新制度」の施行
平成27年4月	第1期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」の策定
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」の策定
平成29年3月	「働き方改革実行計画」の策定
平成29年6月	「子育て安心プラン」の公表
平成30年9月	「新・放課後子ども総合プラン」の策定
令和元年10月	幼児教育・保育の無償化の開始

※1.57ショック：女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が人口維持に必要とされる 2.08 を大きく下回ったことから、少子化の傾向が明らかとなったこと。



資料：内閣府ホームページ

第3節 子ども・子育て支援事業計画の策定

1 計画策定の趣旨

平成27年度からスタートした第1期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度（令和元年度）をもって計画期間が満了します。

本町では、子どもを安心して産み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方の生活支援、また子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制下の中で子育て支援事業を展開してまいりました。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す、子ども・子育て支援の意義に基づき、住民が未来に希望をもって、また安心して子どもを産み育てることができる優しいまちづくりを目指し、第1期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今般策定する第2期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という）では、第1期計画での施策・確保方策を継承し、より発展させることで、本町の「切れ目のない子ども・子育て支援」の実施をさらに推進してまいります。本町で子育てをする町民の皆様が安心して子育てができる実感し、本町に住んでよかったと思っただけの施策を、これから一層広い観点を持って、よりきめ細やかに展開してまいります。

2 計画策定の目的・定義

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画としての位置づけも含む計画として策定します。

さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策に関する大綱」を勘案し、子どもの貧困対策についても定めます。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要であると考え、母子保健の視点から必要と考える具体的な事業を計画全体に組み入れています。

計画の目的として、本町の特性に応じた子育て環境の整備を図ることにより、乳幼児・児童の教育・保育体制を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを目指します。

3 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与できる仕組みとして、国をはじめ都道府県、市町村に「子ども・子育て会議」を設置することとしました。

本町の「子ども・子育て会議」は子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置され、町が作成する事業計画の記載事項などについて定める「基本指針」及び各種の基準などについて、検討を行っています。

子ども・子育て会議には、次のような役割があります。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育や事業所内保育など）の利用定員の設定に関すること。
- ③ 子ども・子育て支援計画の策定に関すること。
- ④ 町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

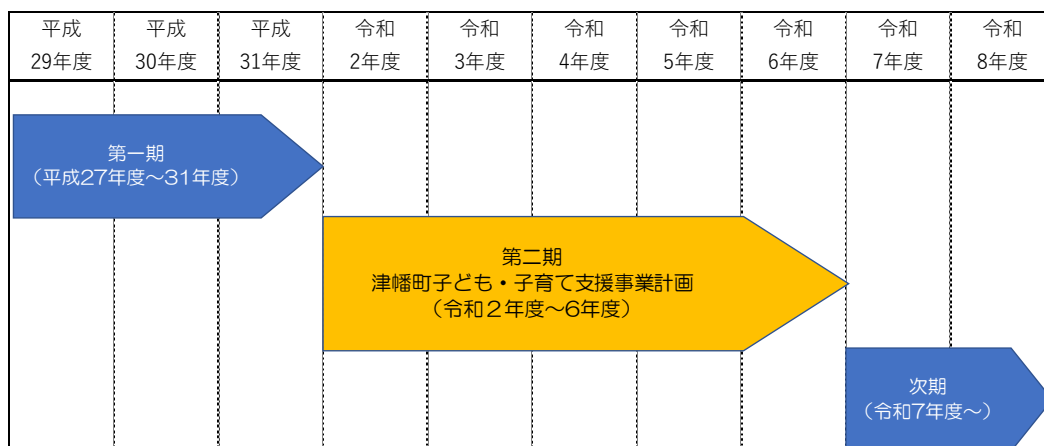
4 他計画との調和

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。

そのため、津幡町総合計画をもとに、津幡町教育振興計画、津幡町地域福祉計画、津幡町障害福祉計画・障害児福祉計画、男女共同参画推進プランをはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。

5 計画の期間

第2期「津幡町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。



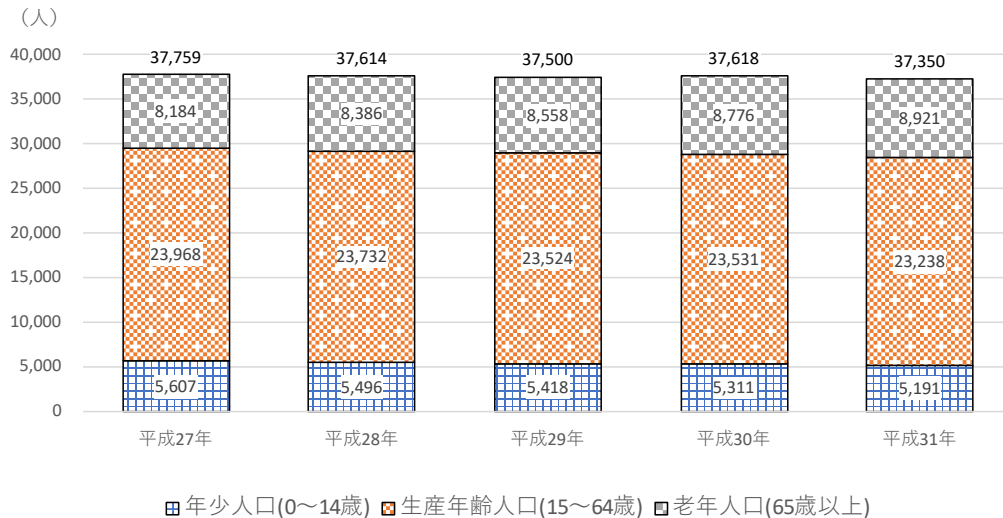
第2章 津幡町の子育てをめぐる現況

第2章 津幡町の子育てをめぐる現況

第1節 人口動態と子どもの世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

○総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

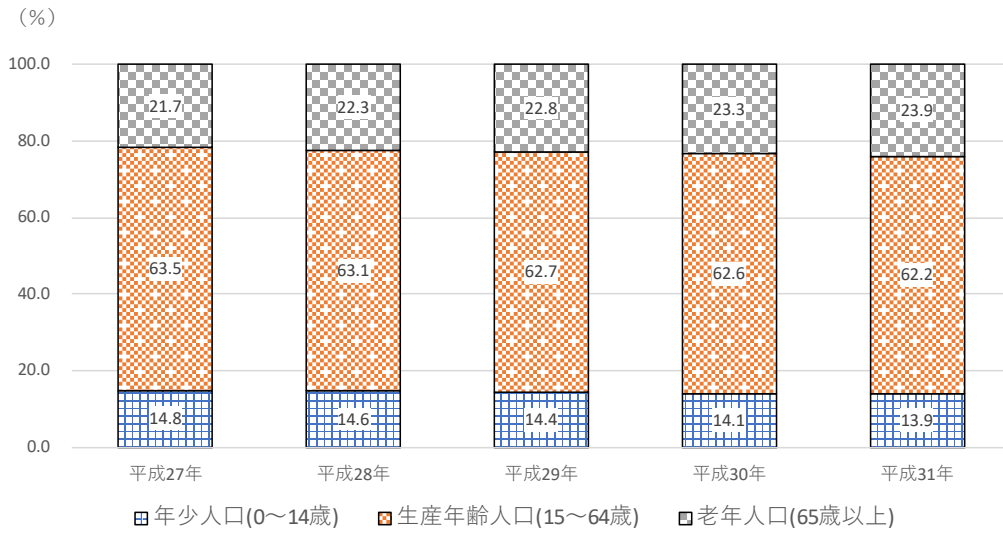
本町の総人口は、平成27年以降減少を続けており、平成31年では37,350人となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年以降減少を続けており、平成31年では年少人口は5,191人、生産年齢人口は23,238人となっています。

一方、老年人口（65歳以上）は平成27年以降増加を続けており、平成31年では8,921人となっています。

このため、本町でも少子高齢化が進行していることが分かります。

○年齢3区分別人口割合

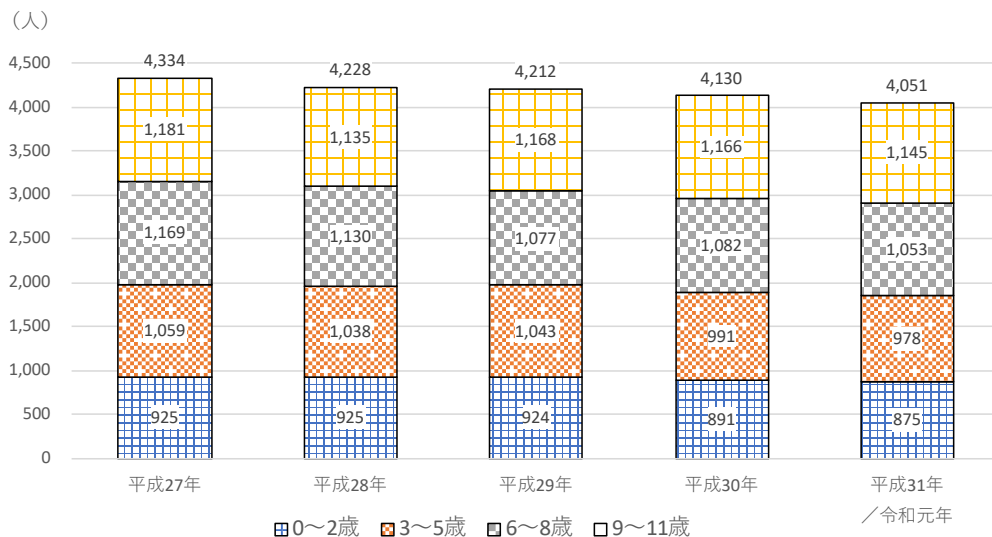


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本町の総人口を年齢3区分別人口割合で見ると、年少人口及び生産年齢人口は、平成27年以降、人口減少に伴って人口割合も低下しています。平成31年には、年少人口割合は13.9%、生産年齢人口は62.2%となっています。

一方、老年人口割合は、平成27年以降、人口増加に伴って人口割合も増加しており、平成31年には23.9%となっています。

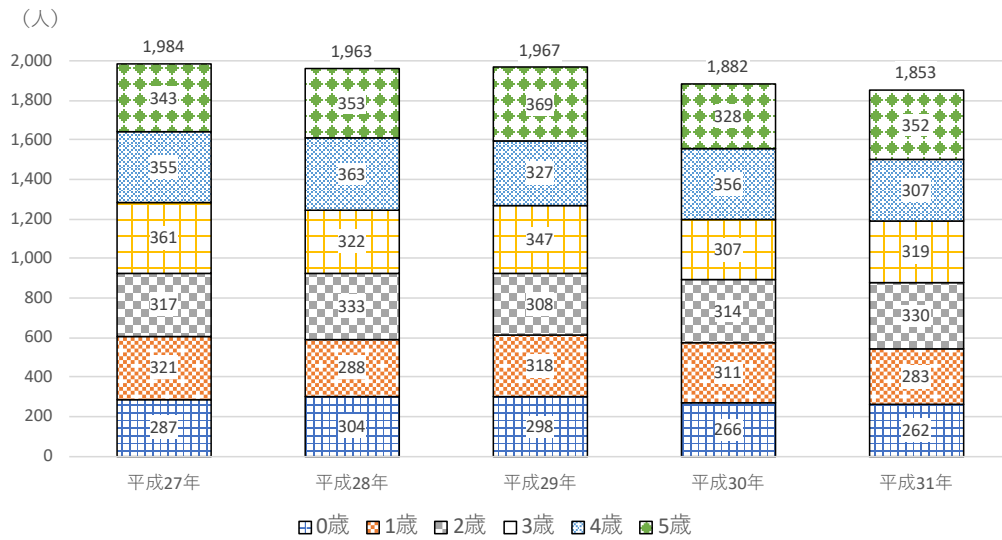
○児童人口（0~11歳）の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本町の児童人口（0~11歳）は、平成27年以降減少を続けており、平成31年には4,051人と、平成27年の4,334人と比べると約300人減少しています。

〇〇～5歳人口の推移

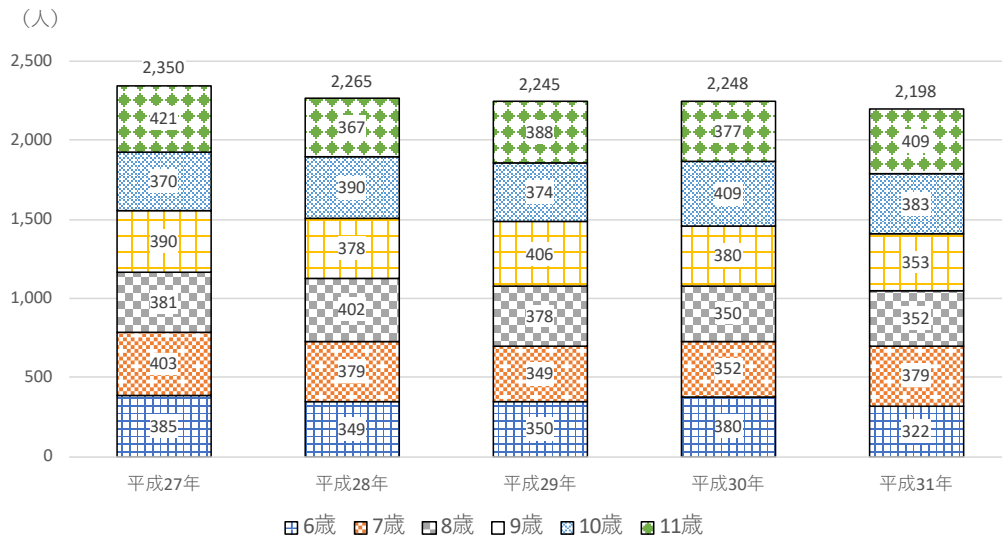


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本町の0～5歳人口は、平成27年以降減少を続けており、平成31年では1,853人と、平成27年の1,984人と比べると約130人減少しています。

0歳人口については、平成27年から平成28年にかけて増加し、304人となりましたが、平成29年以降は減少を続けており、平成31年では262人となっています。

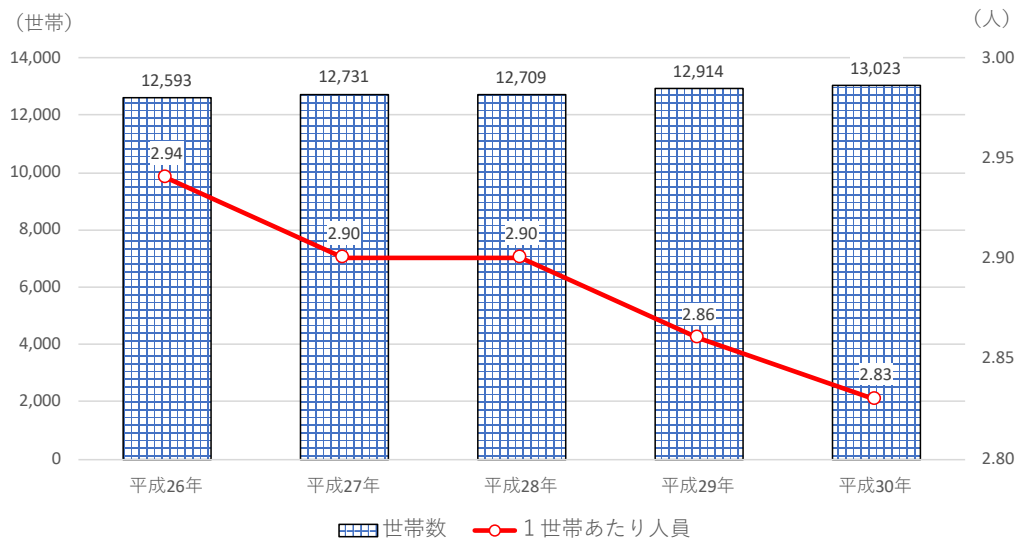
〇6～11歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本町の6～11歳人口は、平成27年以降減少を続けており、平成31年では2,198人と、平成27年の2,350人と比べると約150人減少しています。

(2) 世帯数及び1世帯あたりの人員の推移

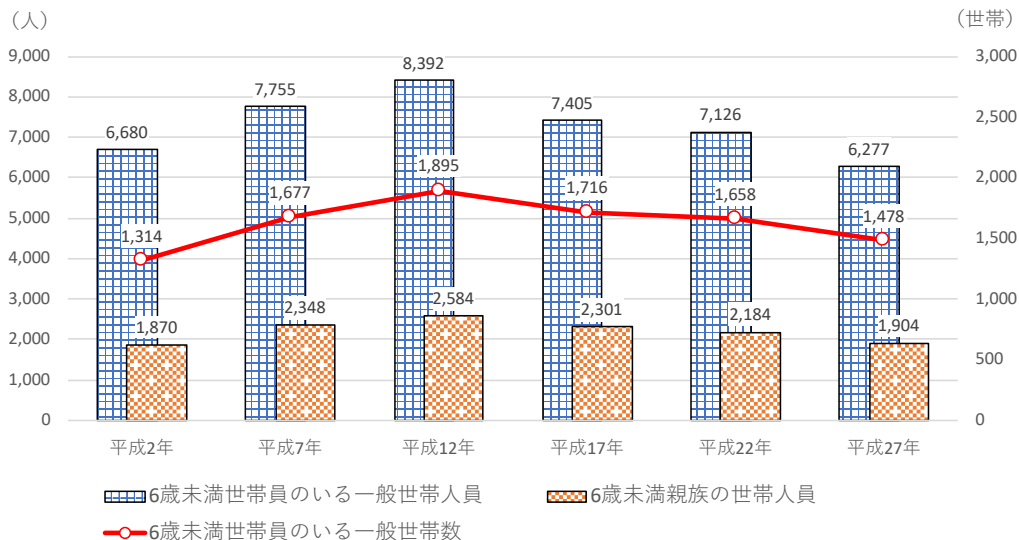


資料：いしかわ統計指標ランド（各年10月1日現在）

本町の世帯数は、平成26年以降増加傾向にあり、平成30年では13,023世帯と、平成26年の12,593世帯と比べて約400世帯増加しています。

一方、1世帯あたり人員は平成26年以降減少傾向にあり、平成30年では1世帯あたり2.83人となっていることから、核家族化が進行していることが分かります。

(3) 6歳未満の親族がいる一般世帯の推移



資料：いしかわ統計指標ランド（各年10月1日現在）

本町の6歳未満の親族がいる一般世帯数は、平成12年以降減少傾向にあり、平成27年では1,478世帯、世帯人員は6,277人、そのうち6歳未満親族の世帯人員は1,904人となっています。

(4) ひとり親世帯の推移

(単位：世帯)

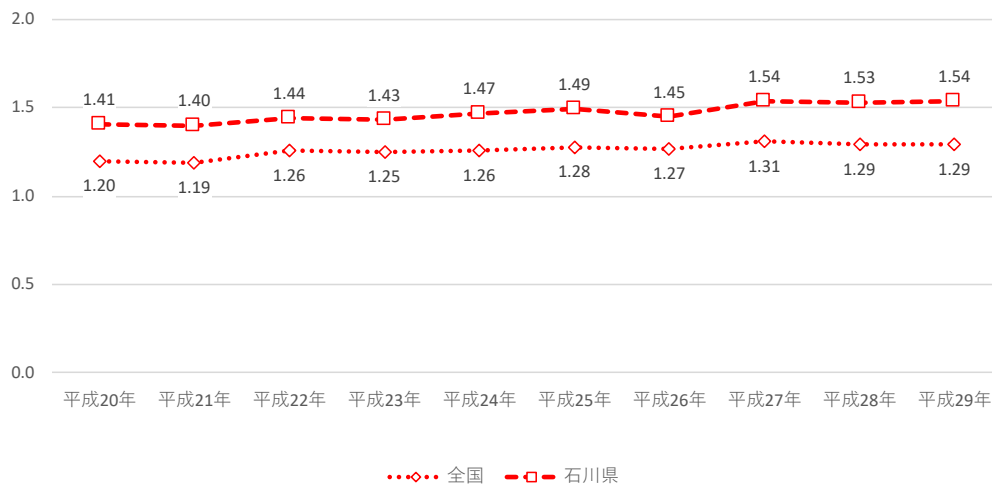
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	60	99	147	175	178
父子世帯	10	28	38	33	29
総数	70	127	185	208	207

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の母子家庭及び父子家庭世帯数は、平成27年では207世帯となっています。そのうち母子家庭世帯数は178世帯と平成7年以降増加傾向にあり、また、父子家庭世帯数は29世帯となっています。

第2節 少子化の動向

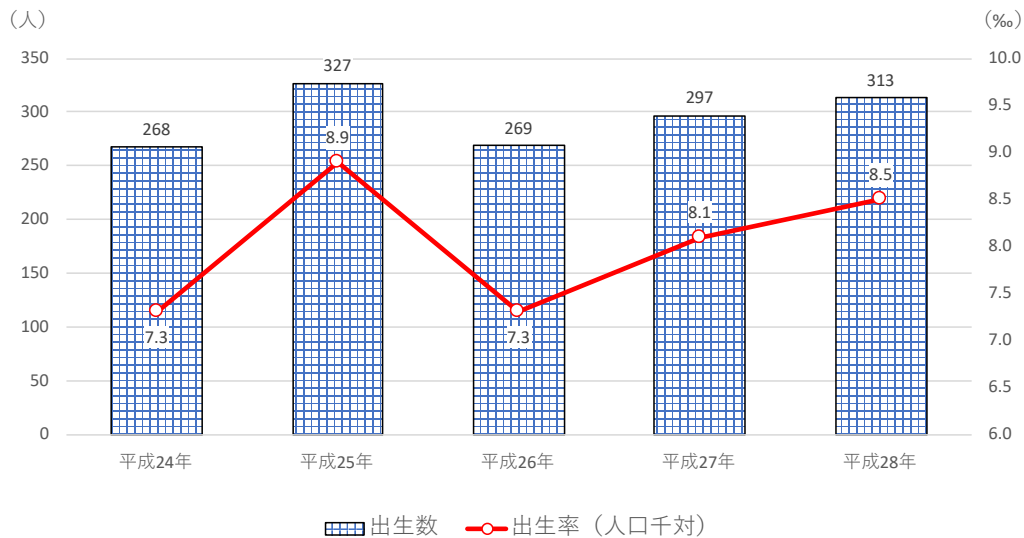
(1) 合計特殊出生率（石川県）の推移



資料：人口動態統計、いしかわ統計指標ランド

石川県の合計特殊出生率は、平成20年以降増加傾向にあり、平成29年では1.54と、全国の1.29を上回っていますが、人口を維持するために必要とされる2.08と比べると大きく下回っています。

(2) 出生数、出生率の推移



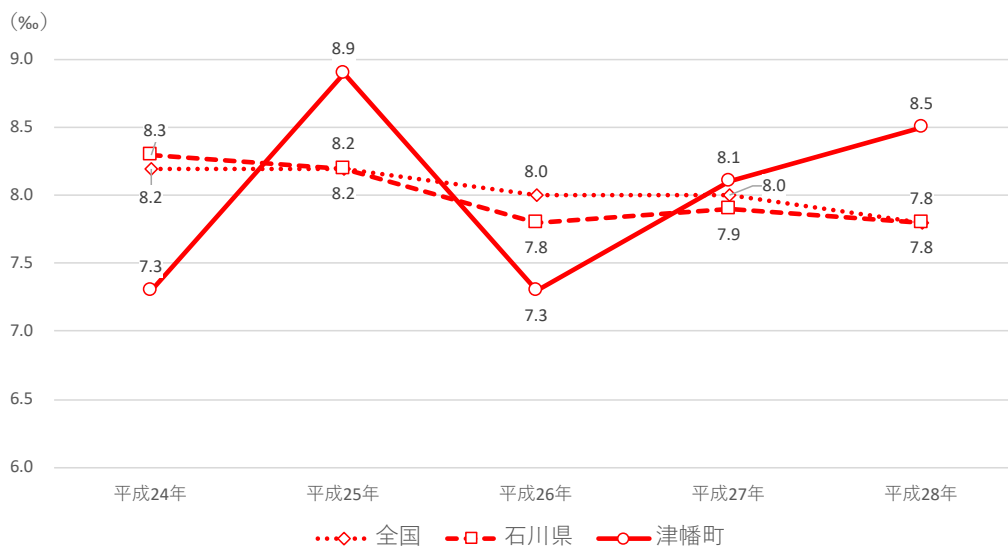
資料：いしかわ統計指標ランド（各年10月1日現在）

本町の出生数は、平成24年以降増減を繰り返しており、平成28年では313人となっています。

出生率も出生数の増減に伴って変動しており、平成28年では8.5‰^{*}となっています。

※‰（パーミル）：人口1,000人あたりの割合の事。%（パーセント）は人口100人あたりの割合である。

(3) 出生率の推移の比較



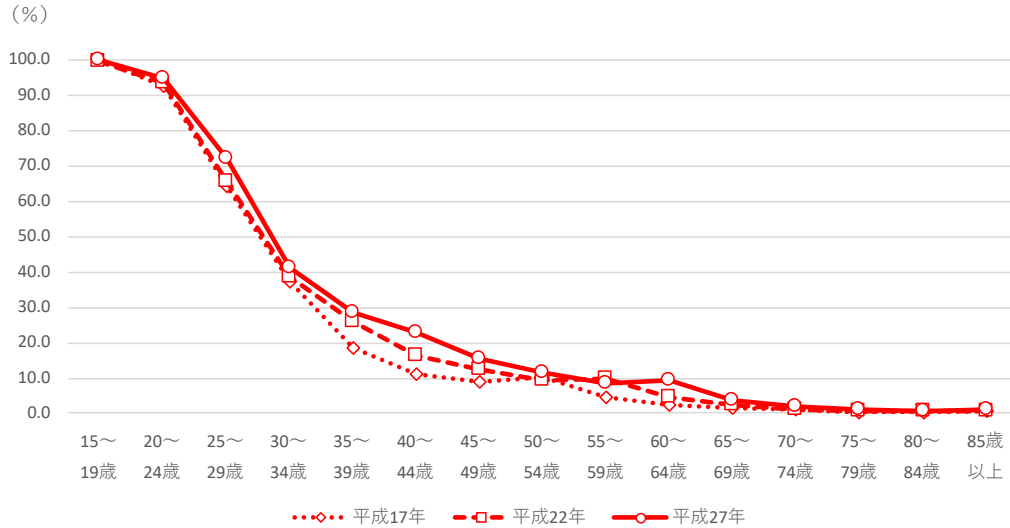
資料：人口動態統計、いしかわ統計指標ランド

出生率の推移を国・県と比較すると、平成28年では本町の出生率8.5‰と、国・県（ともに7.8‰）を上回っています。

(4) 未婚率の推移と比較 (男性)

○年別比較

区分	津幡町		
	平成17年	平成22年	平成27年
15～19歳	99.8	99.6	99.9
20～24歳	92.7	93.2	94.7
25～29歳	64.3	65.6	71.9
30～34歳	37.2	38.7	41.2
35～39歳	18.5	25.8	28.3
40～44歳	10.9	16.5	22.8
45～49歳	9.0	12.2	15.4
50～54歳	10.1	9.3	11.5
55～59歳	4.6	9.6	8.5
60～64歳	2.3	4.6	9.2
65～69歳	1.5	2.3	3.7
70～74歳	0.9	1.3	1.7
75～79歳	0.4	0.7	1.0
80～84歳	0.0	0.5	0.7
85歳以上	0.5	0.8	0.9

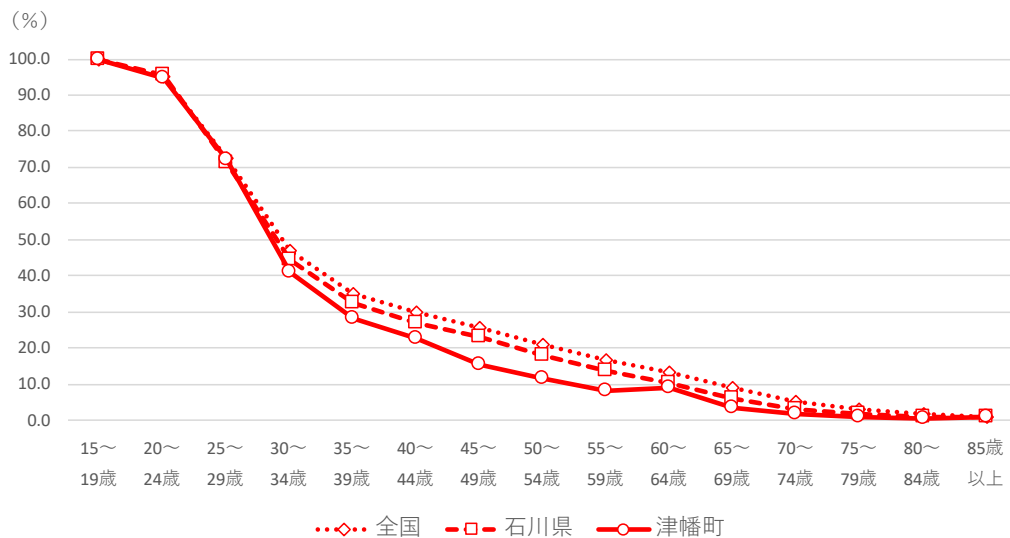


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の男性の未婚率は、平成27年では25～29歳は71.9%、30～34歳は41.2%、35～39歳は28.3%と、平成17年、平成22年と比べると未婚率は上昇しています。

○国・県との比較

区分	全国	石川県	津幡町
	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.7	99.7	99.9
20～24歳	95.0	95.3	94.7
25～29歳	72.7	71.2	71.9
30～34歳	47.1	44.7	41.2
35～39歳	35.0	32.7	28.3
40～44歳	30.0	26.8	22.8
45～49歳	25.9	23.0	15.4
50～54歳	20.9	18.2	11.5
55～59歳	16.7	13.8	8.5
60～64歳	13.6	10.5	9.2
65～69歳	9.3	6.3	3.7
70～74歳	5.3	3.0	1.7
75～79歳	3.2	1.8	1.0
80～84歳	2.0	1.3	0.7
85歳以上	1.2	0.9	0.9



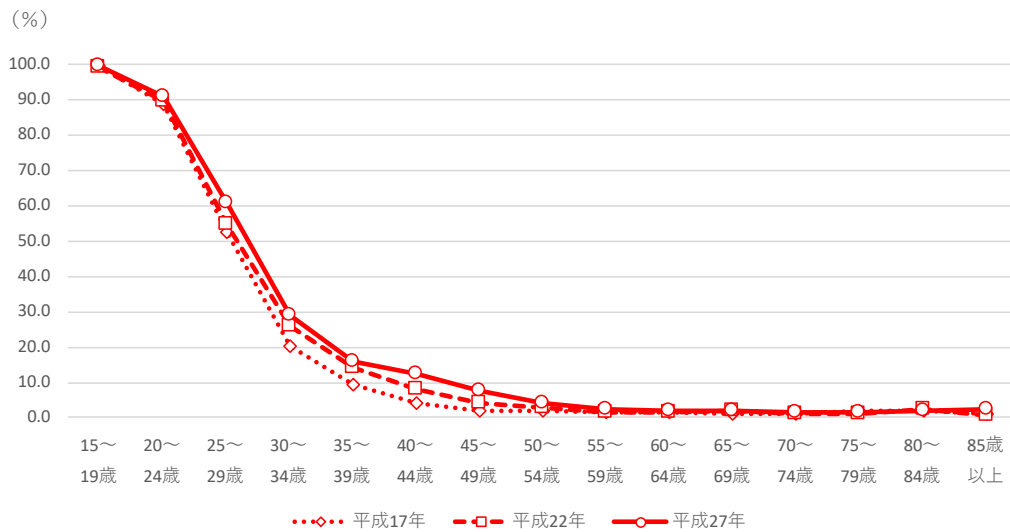
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の男性の未婚率を国・県と比較すると、平成27年では本町の25～29歳の未婚率は国より低く、県より高い割合になっていますが、30歳以降は、本町が最も低くなっています。

(5) 未婚率の推移と比較（女性）

○年別比較

区分	津幡町		
	平成17年	平成22年	平成27年
15～19歳	99.7	99.2	99.6
20～24歳	88.5	89.4	90.8
25～29歳	52.3	54.7	60.6
30～34歳	20.3	26.0	29.0
35～39歳	9.4	14.3	15.7
40～44歳	4.1	8.2	12.6
45～49歳	2.1	4.2	7.7
50～54歳	2.0	2.8	4.0
55～59歳	1.7	1.6	2.3
60～64歳	1.6	1.7	1.8
65～69歳	1.3	1.8	1.8
70～74歳	0.9	1.1	1.7
75～79歳	1.9	1.0	1.4
80～84歳	1.8	2.3	2.1
85歳以上	0.9	0.8	2.3

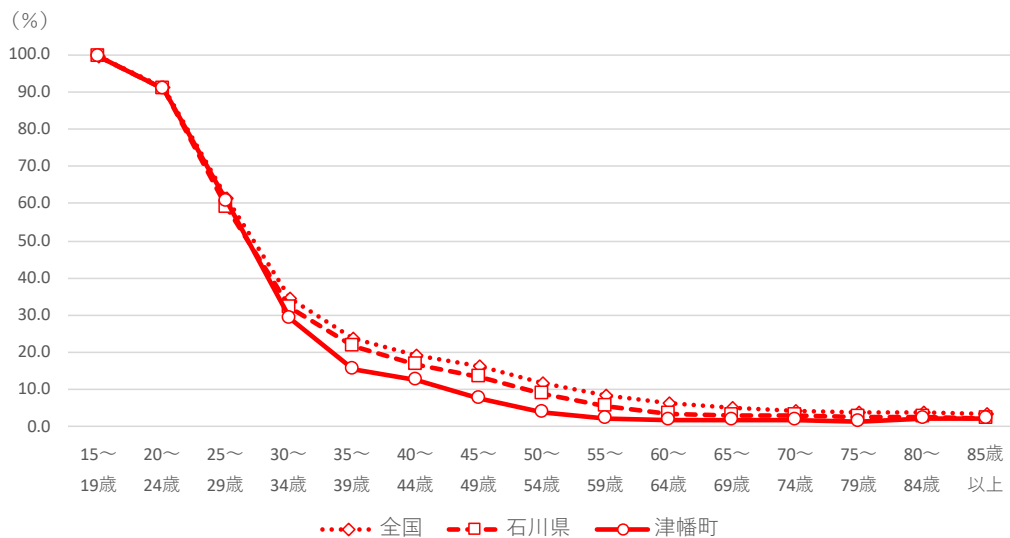


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の女性の未婚率は、平成27年では25～29歳は60.6%、30～34歳は29.0%、35～39歳は15.7%と、平成17年、平成22年と比べると未婚率が上昇しています。

○国・県との比較

区分	全国	石川県	津幡町
	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.4	99.6	99.6
20～24歳	91.4	91.0	90.8
25～29歳	61.3	59.0	60.6
30～34歳	34.6	32.3	29.0
35～39歳	23.9	21.9	15.7
40～44歳	19.3	16.6	12.6
45～49歳	16.1	13.5	7.7
50～54歳	12.0	8.7	4.0
55～59歳	8.3	5.6	2.3
60～64歳	6.2	3.7	1.8
65～69歳	5.3	3.3	1.8
70～74歳	4.3	3.1	1.7
75～79歳	3.9	2.6	1.4
80～84歳	3.9	2.5	2.1
85歳以上	3.6	2.3	2.3



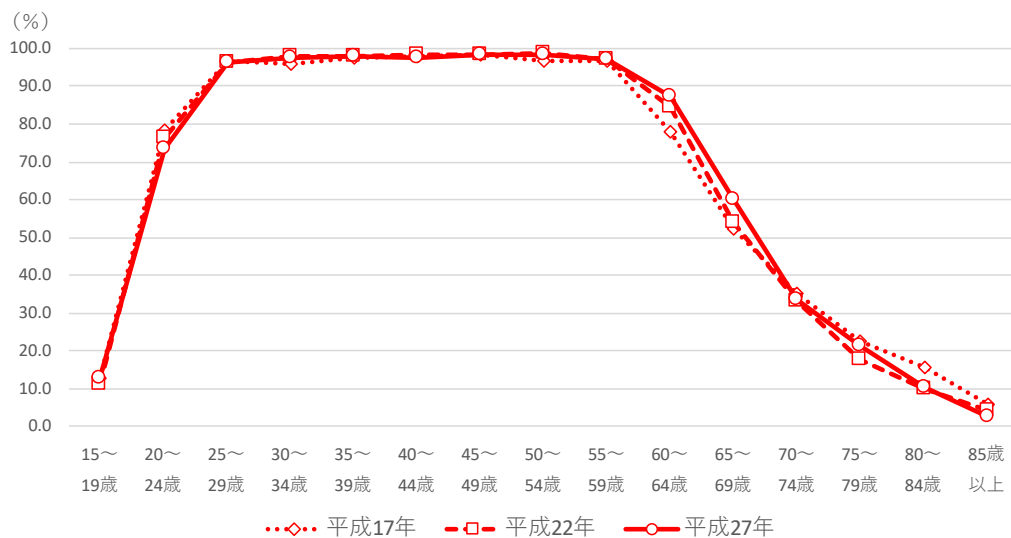
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の女性の未婚率を国・県と比較すると、平成27年では本町の25～29歳の未婚率は国より低く、県より高い割合になっていますが、30歳以降は、本町が最も低くなっています。

(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

○年別比較

区分	津幡町		
	平成17年	平成22年	平成27年
15～19歳	12.9	11.1	12.8
20～24歳	78.5	76.2	73.6
25～29歳	96.7	96.4	96.4
30～34歳	95.8	98.0	97.4
35～39歳	97.4	97.8	98.0
40～44歳	98.0	98.2	97.5
45～49歳	98.3	98.3	98.5
50～54歳	96.8	98.6	98.3
55～59歳	96.7	97.0	97.1
60～64歳	77.8	84.5	87.3
65～69歳	52.5	53.9	60.0
70～74歳	35.1	33.3	33.5
75～79歳	22.4	17.7	21.2
80～84歳	15.5	10.1	10.5
85歳以上	5.8	4.2	2.7

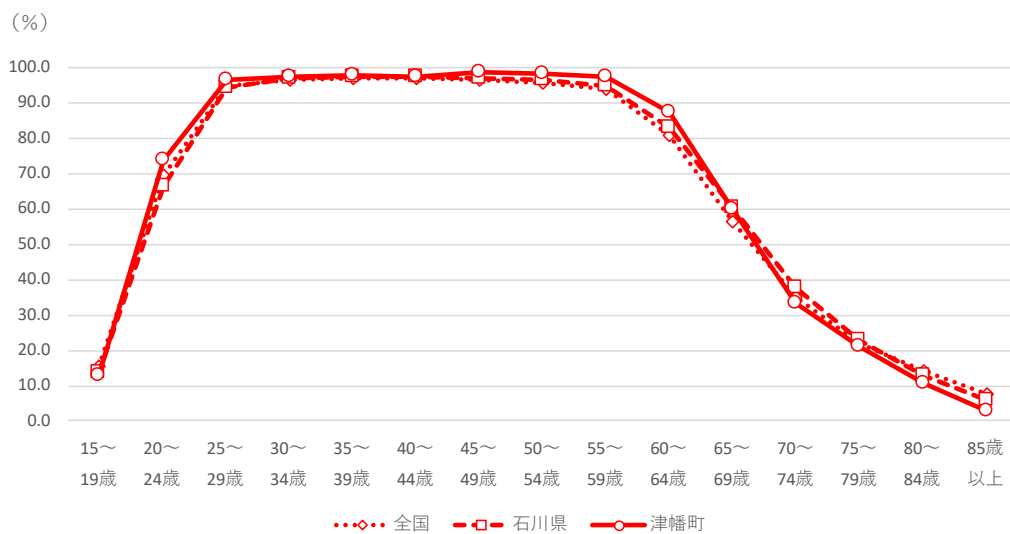


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の男性の年齢別労働力率をみると、平成27年では全体的に10年前の平成17年との大きな変化はありませんが、20～24歳については約5ポイント減少し、60～64歳は約10ポイント増加しています。

○国・県との比較

区分	全国	石川県	津幡町
	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	15.5	13.6	12.8
20～24歳	69.3	66.3	73.6
25～29歳	94.5	94.1	96.4
30～34歳	96.6	96.7	97.4
35～39歳	96.9	97.2	98.0
40～44歳	96.8	97.4	97.5
45～49歳	96.3	97.0	98.5
50～54歳	95.7	96.4	98.3
55～59歳	94.0	94.7	97.1
60～64歳	80.8	82.8	87.3
65～69歳	56.4	60.1	60.0
70～74歳	35.1	37.6	33.5
75～79歳	22.2	22.7	21.2
80～84歳	14.0	12.7	10.5
85歳以上	7.7	5.9	2.7



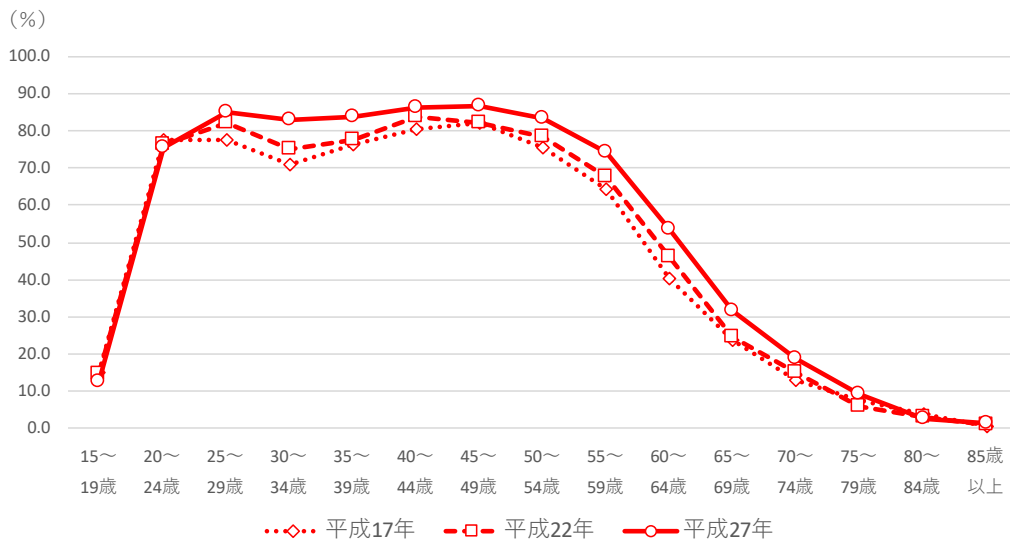
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の男性の年齢別労働力率を国・県と比較すると、平成27年では20～64歳での階層において国及び県よりも高く推移しています。

(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

○年別比較

区分	津幡町		
	平成17年	平成22年	平成27年
15～19歳	15.0	14.8	12.8
20～24歳	77.6	76.2	75.3
25～29歳	77.5	82.0	85.0
30～34歳	71.0	75.1	83.0
35～39歳	76.5	77.5	83.7
40～44歳	80.6	83.9	86.2
45～49歳	82.3	82.2	86.8
50～54歳	75.6	78.6	83.3
55～59歳	64.5	67.8	74.2
60～64歳	40.2	46.2	53.4
65～69歳	23.6	24.7	31.8
70～74歳	13.1	15.0	18.7
75～79歳	7.8	5.9	9.2
80～84歳	3.9	3.0	2.8
85歳以上	0.8	1.1	1.6



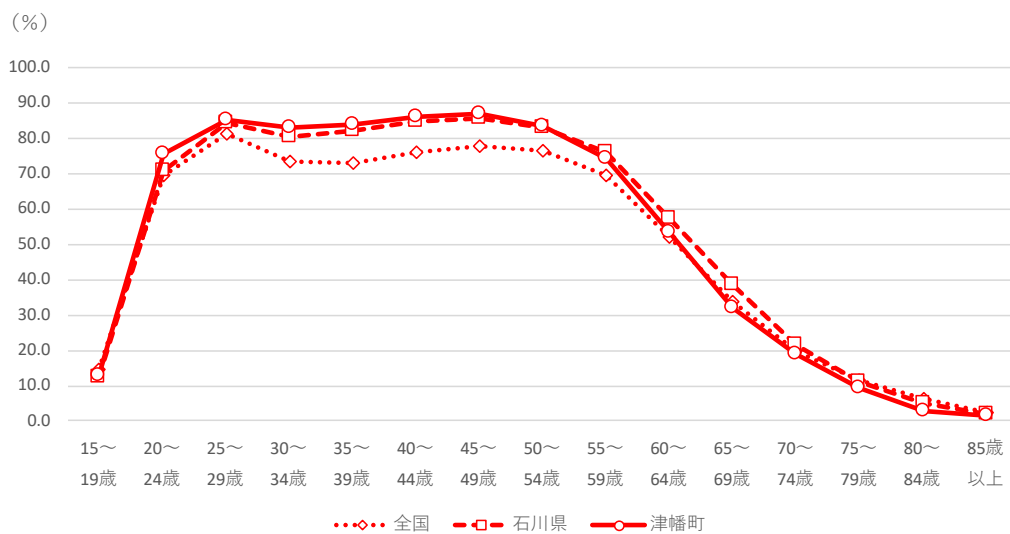
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M字カーブ」が見られます。

平成27年では、25～79歳の広い階層で女性の労働力率が増加しており、特に30～34歳については10年前の平成17年と比べると10ポイント以上増加しているため、グラフのM字カーブの谷が浅くなっています。

○国・県との比較

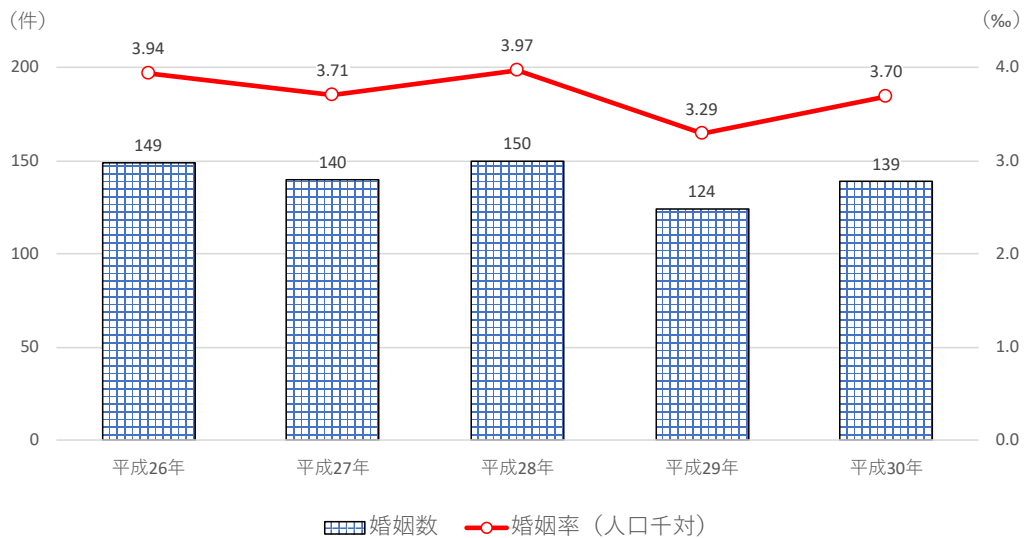
区分	全国	石川県	津幡町
	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	14.7	12.5	12.8
20～24歳	69.5	70.9	75.3
25～29歳	81.4	84.3	85.0
30～34歳	73.5	80.5	83.0
35～39歳	72.7	82.2	83.7
40～44歳	76.0	84.8	86.2
45～49歳	77.9	85.4	86.8
50～54歳	76.2	82.9	83.3
55～59歳	69.4	75.8	74.2
60～64歳	52.1	57.2	53.4
65～69歳	33.8	38.4	31.8
70～74歳	19.9	21.5	18.7
75～79歳	11.6	11.0	9.2
80～84歳	6.2	5.0	2.8
85歳以上	2.5	1.8	1.6



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本町の女性の年齢別労働力率を国・県と比較すると、平成27年では20～54歳での階層において国及び県よりも高く推移しています。

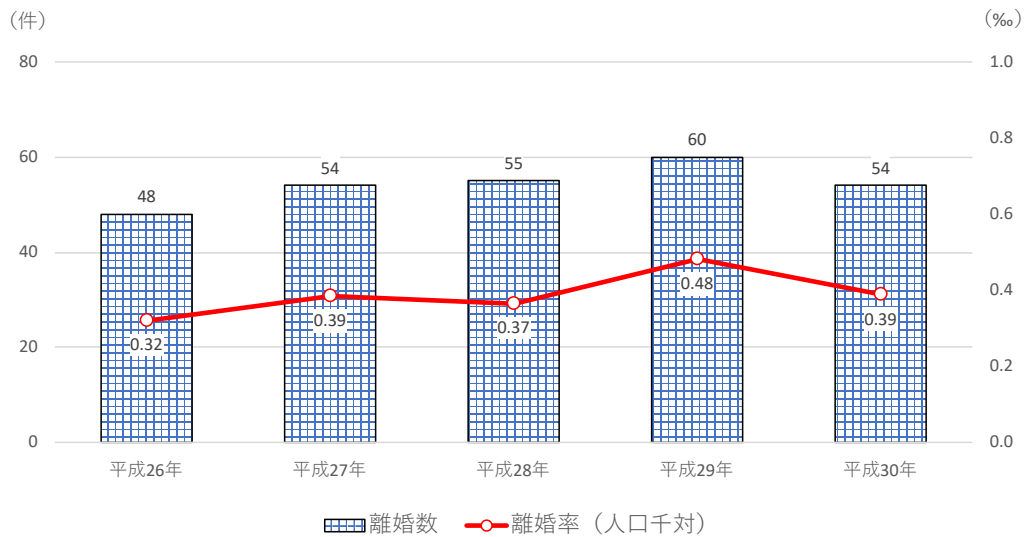
(8) 婚姻数、婚姻率の推移



資料：いしかわ統計指標ランド（各年10月1日現在）

本町の婚姻数は、平成26年～平成28年では140～150件で推移していましたが、その後は140件を下回り、平成30年では139件となっています。
婚姻率は、平成30年では3.70‰となっています。

(9) 離婚数、離婚率の推移



資料：いしかわ統計指標ランド（各年10月1日現在）

本町の離婚数は、平成26年～平成29年にかけて増加傾向にありましたが、平成30年では減少し、54件となっています。
離婚率は、平成30年では0.39‰となっています。

第3節 保育・教育環境の状況

(1) 保育・教育施設

①教育施設（幼稚園）

(平成31年4月1日現在)

	施設名	所在地	平日開園	土曜開園	定員 (人)	預かり保育
町立	つばた幼稚園	庄ニ71	8:30~17:00	休園	160	○
私立	津幡とくの幼稚園	潟端715-1	7:30~19:00	8:30~12:30 (第2、4休園)	215	○

資料：津幡町教育委員会学校教育課

(平成31年4月1日現在)

	施設名	学級数	園児数(人)			職員数(人)	
			総数	男	女	教員	職員
町立	つばた幼稚園	3	35	19	16	4	2
私立	津幡とくの幼稚園	5	85	45	40	11	3

資料：津幡町教育委員会学校教育課

②保育施設（保育所型認定こども園）

（平成31年4月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育園数（休園含）	10 (2)	9 (1)	9 (1)	9 (1)	8 (2)
保育実施園児数（受託含）	733	718	708	704	541

※（）内は休園数、平成30年度までは保育園数

（平成31年4月1日現在）

	園名	入園定員数 (人)	保育実施園児数（人）			職員数（人）	
			総数	3歳未満	3歳以上	保育士	職員
町立	太白台保育園	120	89	42	47	18	4
	中条東保育園	159	139	54	85	20	6
	井上保育園	195	163	60	103	22	7
	能瀬保育園	125	111	52	59	24	6
	寺尾保育園	32	30	11	19	8	3
	萩坂保育園	17	9	3	6	3	1

③保育施設（幼保連携型認定こども園）

（平成31年4月1日現在）

	園名	入園定員数 (人)	保育実施園児数（人）			職員数（人）	
			総数	3歳未満	3歳以上	保育士	職員
私立	さくらこども園	110	106 (1)	41 (1)	65	15	6
	ちいろばこども園	194	169 (5)	66 (1)	103 (4)	30	13
	住吉こども園	185	173 (1)	62	111 (1)	23	10
	実生こども園	142	121	44	77	18	9
	しいのきこども園	170	153 (1)	65	88 (1)	18	9

(2) 各種保育事業

①延長保育

延長保育事業について、平成27年度以降利用者数は減少傾向にあり、平成30年度では延べ817人となっています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育人数（18時まで）	958	910	859	817

(平成31年4月1日現在)

	園名	所在地	開園		定員 (人)	0歳児
			(月～金)	(土曜日)		
町立	太白台保育園	津幡761	7:00～19:30	7:00～19:30	125	満6か月以上
	中条東保育園	北中条6-39	7:00～19:30	7:00～19:30	164	満6か月以上
	井上保育園	中橋イ55-1	7:00～19:30	7:00～19:30	200	満2か月以上
	能瀬保育園	領家イ5	7:00～19:30	7:00～19:30	130	満6か月以上
	笠谷保育園	七黒ぬ6	休園			
	寺尾保育園	越中坂61	7:00～19:30	7:00～14:00	35	満6か月以上
	萩坂保育園	大坪ハ62-1	7:00～19:30	7:00～14:00	20	—
	竹橋保育園	竹橋ヤ115	休園			
私立	さくらこども園	潟端709	7:00～19:30	7:00～19:30	112	満2か月以上
	ちいろばこども園	南中条3-62	7:00～19:30	7:00～19:30	209	満2か月以上
	住吉こども園	庄口142	7:00～19:30	7:00～19:30	200	満2か月以上
	実生こども園	津幡口5-1	7:00～19:30	7:00～19:30	152	満2か月以上
	しいのきこども園	太田は157	7:00～19:30	7:00～19:30	180	満2か月以上

■延長保育実施施設

太白台・中条東・井上・能瀬・寺尾・さくら・ちいろば・住吉・実生・しいのきこども園で受け入れを行っています。

◎延長時間帯

実施施設	受け入れ時間
町立園	保育標準時間・・・月～土曜日：18時～19時30分まで 保育短時間・・・月～土曜日：16時30分～18時まで
ちいろばこども園 住吉こども園	保育標準時間・・・月～土曜日：18時～19時30分まで 保育短時間・・・月～土曜日：16時30分～18時まで
さくらこども園 実生こども園 しいのきこども園	保育標準時間・・・月～土曜日：18時～19時30分まで 保育短時間・・・月～土曜日：16時30分～18時まで

②乳児保育

乳児保育は、私立5園と町立井上保育園では満2か月から、その他の町立園では一部を除き満6か月から受け入れを行っています。

実施施設	月齢
井上保育園、さくらこども園、ちいろばこども園 住吉こども園、実生こども園、しいのきこども園	満2か月以上を経過している乳児
太白台保育園、中条東保育園、能瀬保育園、寺尾保育園	満6か月以上を経過している乳児

③一時預かり

家庭で保育をしている子について、家庭の事情などで、一時的に家庭で保育できない場合に対処するため、全園において一時保育の実施体制を整えています。

④障害児保育（統合保育）

障害のある子どもと健常児と一緒に遊んだり、生活したりすることによって、障害のある子ども及び健常児双方の社会性の発達や、障害のある子どもに対する福祉の向上を推進するため、全園において障害児保育を実施しています。

⑤施設開放

こども園や子育て支援センター、また親子支援センターでは、保育室や遊戯室・園庭などを開放し、ふれあい遊び・手作りおもちゃ・運動遊びなどの遊びの紹介、育児相談、子育て情報交換など親子の交流の場となっています。

⑥病児・病後児保育事業

病気あるいは病気の回復期において保護者が家庭で保育を行うことができない期間中、一時的に施設で保育する事業で、看護師が常駐しており保護者には安心して預けられる場として利用されています。

病児保育は金沢医科大学病院の病児保育室「すまいる」、病後児保育は、町立寺尾保育園、ちいろばこども園、住吉こども園で実施しています。

また、町立寺尾保育園を除く町立4園としいのきこども園・実生こども園では、児童が保育中に微熱を出すなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が保育をする体調不良児保育を実施しています。

⑦育児相談

すべてのこども園において、随時、育児などの相談に応じています。

(3) 幼稚園における子育て支援事業

つばた幼稚園では、毎月1、2回、教育時間終了後に、自由参加による「YOU・遊・広場」と称した幼児（未就園児も）から大人までを対象としたサークル活動を行っているほか、地域に開かれた幼稚園として常時園・園庭を未就園児親子に開放しています。

毎月1回、未就園児親子を招いての「ウエルカムキッズ」「ほっとほっとステーション」「おはなしおもちゃばこ」「ハッピーマミーズ親子でふれあいハッピータイム」を実施しています。

また、不定期ですが「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”（BPプログラム）」も開催しています。そのほか、平日17時までの延長保育や春季・夏季・冬季保育を実施しています。

津幡とくの幼稚園では、子育て支援の一環として、早朝保育7:30～8:30（1回200円）・延長保育①14:30～16:00（1回200円）・延長保育②16:00～18:00（1回200円）・延長保育③18:00～19:00（1回200円）の預かり保育を実施しています。

また、夏季保育（無料）、春季・夏季・冬季預かり保育、一時預かり（里帰り出産など）、卒園式後預かり、卒園児預かり（当園を卒園小学生3年生まで）と別途料金がかかりますが、利用できます。

0歳～1歳半までの赤ちゃんのママ、マタニティママを対象にしたサークル（ベビーサークル：100円）、1歳半からの児童を対象にしたサークル（園開放：100円）を実施しています。

また、各幼稚園において、随時、育児などの相談に応じています。

(4) 子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、親子支援センターのほか、主に各保育園等に併設されています。

平成30年度の利用者数は年間で合計15,037人となっています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
井上保育園	1,561	2,699		
能瀬保育園			1,645	1,914
さくらこども園	946	839	1,080	1,351
ちいろばこども園	2,404	2,720	3,126	2,220
住吉こども園	3,348	3,084	3,646	3,458
実生こども園	1,135	1,093	1,298	773
親子支援センター	7,394	10,459	6,779	5,321
総数	16,788	20,894	17,574	15,037

○子育て支援センターの実施状況

実施場所	内容
能瀬保育園	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放. 毎週月～金曜日（9時～11時） あかちゃん広場（1歳未満対象・月3回程度） お父さんと一緒（2か月に1回程度） ・育児講座・教室. . . 子育てについての講演会やふれあい遊びなど ・一時的保育. 随時 ・出前保育. 年2回程度（10時～11時）
さくらこども園	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放. 毎週木・金曜日（10時～11時30分） ・一時的保育. 随時 ・赤ちゃん子育て教室. . . 0歳児対象（毎週水曜日）
ちいろばこども園	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放1. 毎月第1・3・4・5火・金曜日（10時～11時30分） ・施設開放2. 毎週月・水曜日（9時30分～11時30分） ・一時的保育. 随時 ・赤ちゃん子育て教室. . . 0歳児対象（毎月第2火・金曜日）
住吉こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放1. 毎月第1・3・4・5月・木曜日（10時～11時30分） ・施設開放2. 毎週水・金曜日（10時～11時30分） ・一時的保育. 随時 ・赤ちゃん子育て教室. . . 0歳児対象（毎月第2月・木曜日）
実生こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放. 毎週月・火曜日（10時～11時30分） ・一時的保育. 随時 ・赤ちゃん子育て教室. . . 0歳児対象（毎週水曜日）
しいのきこども園	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放. 毎週月・火曜日（10時～11時30分） ・一時的保育. 随時 ・赤ちゃん子育て教室. . . 0歳児対象（毎週水曜日）
親子支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談. 随時 ・施設開放. 毎週水・木・金曜日（9時～16時） ・育児講座. 子育てについての講演会やふれあい遊びなど

(5) 親子支援センター

子育てを楽しくできるように、幼稚園や保育園等入園前の子どもと子育て中の保護者等を対象に、遊び、仲間づくりの場や子育てに関する相談の場を展開しています。

活動の種類	内容
交流の場を提供	子育て中の保護者等が自由に集える場です。
育児情報などの提供	子育てに役立つ身近な情報の提供やポスター等の掲示をしています。
行事の開催	子育て中の保護者が子どもと一緒に楽しい時間を過ごせるように、行事や子育てに役立つ講習会などを開催しています。
相談事業	子育てに関する相談に対応しています。
三世代交流	地域の方と関わりを持てるように、地域行事の参加を周知しています。
関係機関等との連携	子育てに課題を抱えている方への支援は、町内の子育て支援センター及び行政関係課等と連携し、チームとなって関わっています。

(6) ファミリー・サポート・センター

子育てを地域全体で支え合い、安心して子育てができる環境を目指し、相互援助活動をサポートしています。加えて、3歳までの多胎児家庭に対し、センター利用の助成を行っています。

受付日時	月～金曜日(9時～17時)
対象児	生後2か月～小学校4年生以下までの児童 その他、センターが認めた児童
利用料金	平日：8:00～19:00/600円/h、左記以外/700円/h 土日祝：8:00～19:00/700円/h、左記以外/800円/h
年会費	依頼会員、提供会員、両方会員/600円
預かり先	提供会員の自宅あるいはセンターが認めた公共施設や依頼会員自宅 (依頼会員が希望する場合)
多胎児家庭への助成	多胎児を養育する家庭に対し、ファミリー・サポート・センターの無料券を交付しています。(利用上限時間あり)

(7) 放課後児童クラブ（学童保育）

放課後児童クラブ（学童保育）は現在16か所が設置されています。

平成31年度の利用者数は667人となっています。

（平成31年4月1日現在）

校区	クラブ名	住所	利用児童数（人）
津幡小	つばたっ子	清水リ336番地1	64
	つばたっ子ピース	清水リ336番地1	42
	つばたっ子スマイル	清水イ49番地	42
太白台小	もりもりくらぶ	津幡ワ49番地	67
中条小	のびっ子くらぶ	南中条へ81番地	78
	第2のびっ子くらぶ	南中条へ81番地	35
	第3のびっ子くらぶ	南中条へ81番地	35
条南小	あしの子クラブ	太田ろ3番地	60
	ゆめの子クラブ	太田ろ3番地	44
	ほしの子クラブ	太田ろ3番地	39
笠野小	きらりんクラブ	山北ワ116番地	14
井上小	虹のいえ	川尻レ7番地1	25
	レインボー	井上の荘1丁目1番地	54
	なないろ	井上の荘1丁目1番地	20
英田小	ぽけっとクラブ	能瀬井36番地3	32
萩野台小	はぎっこ	七野イ75番地	16

（各年度4月1日現在）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童クラブ利用者数（人）	541	562	564	623	667

(8) 児童センター

小、中、高校生世代の子どもたちが安心して遊べる居場所として、児童館の整備が望まれ、平成17年8月に文化会館シグナス内に、児童センターを開設しました。

児童センターでは、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的としています。

延床面積 : 399.04㎡ (屋外を含む)

開館時間 : 9時～17時

休館日 : 月曜日、第2・4日曜日、祝日 (こどもの日を除く)、
年未年始 (12/28～1/4)

※月曜日が祝日の場合、火曜日も休館します。

遊び : 年齢に応じた (0歳～18歳未満) おもちゃやボードゲームを室内に設置し、自由におもちゃやゲームをして遊ぶことができます。

また、ボランティアの協力により、いろいろな年間行事 (こどもの日わくわくランド・クリスマス会・クッキング・新年会など) をしています。

会員制の教室 : 将棋・運動あそび・卓球・はじめてテニス・かるた (百人一首)・茶道

自由参加 : ちびっこサロン (いっしょにあそび・英語で遊ぼう・つくって遊ぼうなど)・ちいさなお話会・音とリズムで遊ぼう・赤ちゃんサークル (ヨガ、ベビーマッサージ、乳幼児栄養食事相談)

施設

プレイルーム : 卓球・バスケットボール・ドッチビー・バドミントンなど球技・縄跳び・幼児乗り物などで思いきり体を動かして遊ぶことができます。

学習室兼図書コーナー

: ゆったりとした空間で本を読んだり、乳幼児が親子でいろいろな遊びを楽しむことができます。

集会室 : ボードゲーム・工作・粘土・折り紙・なぞなぞなどをして遊ぶことができます。

屋外遊戯場 : 木製のテラスやすべり台があります。シャボン玉などをして遊ぶことができます。

☆児童センターの紹介や行事の予定などは、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、子育てアプリ、Facebookで広報しています。

(9) 小学校・中学校

現在、小学校は9校、中学校は2校が設置されています。

①小学校

小学校名	郵便場号	所在地	電話番号
津幡小学校	929-0326	清水リ123番地3	076-288-8511
太白台小学校	929-0323	津幡ワ2番地	076-288-8522
中条小学校	929-0343	南中条へ81番地	076-289-2206
条南小学校	929-0345	太田ろ3番地	076-288-8871
井上小学校	929-0335	井上の荘1丁目1番地	076-288-8261
笠野小学校	929-0464	山北ワ116番地	076-288-8651
英田小学校	929-0319	能瀬井36番地	076-288-8533
刈安小学校	929-0416	刈安イ1番地	076-288-8661
萩野台小学校	929-0425	七野イ75番地	076-288-1341

(各年度5月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計(人)	2,322	2,245	2,235	2,233	2,191

②中学校

中学校名	郵便場号	所在地	電話番号
津幡中学校	929-0325	加賀爪又6番地1	076-289-2213
津幡南中学校	929-0343	南中条3号7番地	076-288-7420

(各年度5月1日現在)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計(人)	1,229	1,225	1,177	1,137	1,091

(10) 母子保健事業

妊娠届の時点から妊婦及び出生した子どもと母親の健康の保持及び増進を図るため、下記に示すような乳幼児健診や保健相談、育児支援事業などの必要な保健事業を実施しています。

事業名	内容（平成31年度）
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付
妊産婦健康診査	妊産婦健康診査 妊婦：14回分の助成 産婦：産後1か月ごろに1回の助成 ※B型肝炎ウイルス及びHTLV-1の母子感染防止を図るための無料診査も実施
乳幼児健康診査	1か月児健康診査、3か月児健康診査、9～11か月児健康診査、 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施 ※お母さんの歯科検診を1歳6か月児健康診査にあわせて実施
赤ちゃん・子ども相談	乳幼児の健康や育児に関する相談、授乳相談、身体計測など
ほのぼのサロン	身体計測や育児相談、離乳食相談などをとおして、育児の悩みの解消や発育・発達について、助言及び保護者間の情報交換 対象：満7か月児の保護者
なかよしサロン	幼児が健やかに育つよう育児の悩み、発育・発達の相談 歯の健康のための正しい食生活と歯みがき習慣について助言 歯みがきのアドバイスを行う 対象：満2歳4か月児の保護者
新米パパママ教室 マタニティ教室	夫婦での育児や赤ちゃんに関わり方の助言及び話し合い（年4回） 妊娠中の健康管理及び栄養の助言及び話し合い（年4回）
母子訪問指導	妊婦、産婦・新生児・未熟児、乳幼児への家庭訪問による健康相談、育児相談
遊びの教室	親子関係などの改善、向上を図り、幼児の健やかな発育、発達を促す教室
幼児こころと言葉の 発達相談	幼児期における言語や発達の遅れについて相談を希望する保護者に対して、個別指導を行う
不妊・不育症治療支援事業	一般不妊治療費及び特定不妊治療費・不育症治療費の一部助成を行う
産前産後ヘルパー派遣事業	妊娠、子育てに不安や孤立感をかかえている妊産婦に対し、ヘルパーを派遣し、育児・家事援助を行う
産後ケア事業	育児へ不安を抱え、身近な人からの援助が得られない産婦に対し、病院や助産院で心身のケアや育児サポートを行う

(11) その他の子育て支援環境

①児童手当

児童が養育される家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質を向上させるため、中学校修了前の児童を養育する者に児童手当を支給しています（所得制限有）。

手当額は、出生の翌月から3歳の誕生日までが15,000円、3歳の誕生日の翌月から小学校修了前までは、第1・2子が10,000円、第3子以降が15,000円、中学生が10,000円です。なお、受給者の所得が所得制限以上の場合は特例給付として月額5,000円が支給されます。

②子ども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、18歳到達後の最初の3月31日までの子どもに係る医療費の一部をその保護者に給付しています。給付額は、保険診療分医療費の一部負担金の各月の合計額から1,000円を控除した額です。

③ひとり親家庭など医療費助成

ひとり親家庭の疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父または母及び児童（18歳到達後の最初の3月31日までの者）並びに父母のいない児童の医療費の一部を児童の保護者に給付しています。給付額は、保険診療分医療費の一部負担金の対象者ごとの各月の合計額から1,000円を控除した額です。

第4節 アンケート調査に見る子育ての状況

本町では新計画策定に先立ち、令和元年8月～9月にかけて就学前児童及び小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。調査の内容は、国から示された教育・保育の事業量及び子育て支援事業の事業量推計のための問と、町独自の支援策を盛り込んだ調査項目からなっています。

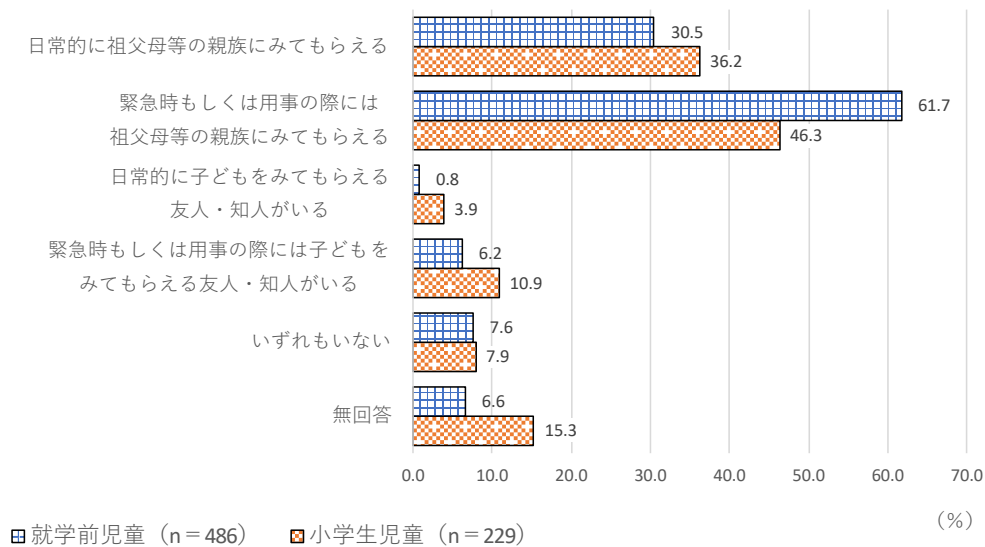
調査結果からみられる子ども・子育てにかかわる状況は次のページからのとおりとなっています。

○アンケート調査の実施概要

調査の対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
抽出台帳	令和元年8月1日現在、住民基本台帳	
標本（抽出）数	1,000	500
調査方法	郵送法（発送・回収とも）	郵送法（発送・回収とも）
回収数	486	229
回収率	48.6%	45.8%

(1) 地域における子どもの保育力

○子どもをみてもらえる親族・友人の有無



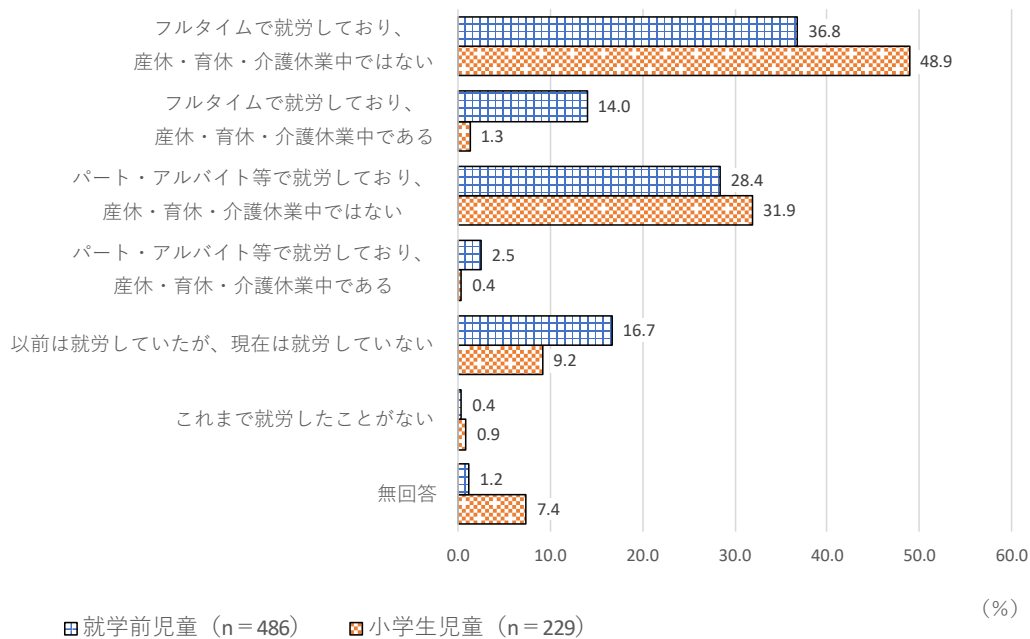
子どもをみてもらえる親族・友人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童、小学生児童ともに最も多くなっており、就学前児童は61.7%、小学生児童は46.3%となっています。また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童が30.5%、小学生児童が36.2%となっています。

友人・知人については、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が就学前児童、小学生児童ともに最も少なくなっており、就学前児童は0.8%、小学生児童は3.9%となっています。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は、就学前児童は6.2%、小学生児童は10.9%となっています。

「いずれもない」は、就学前児童が7.6%、小学生児童が7.9%となっています。

(2) 母親の就労状況

○母親の就労状況



母親の就労状況について、「フルタイム」で働いている母親は、就学前児童が50.8%（育休等を含む）、小学生児童が50.2%（育休等を含む）となっています。

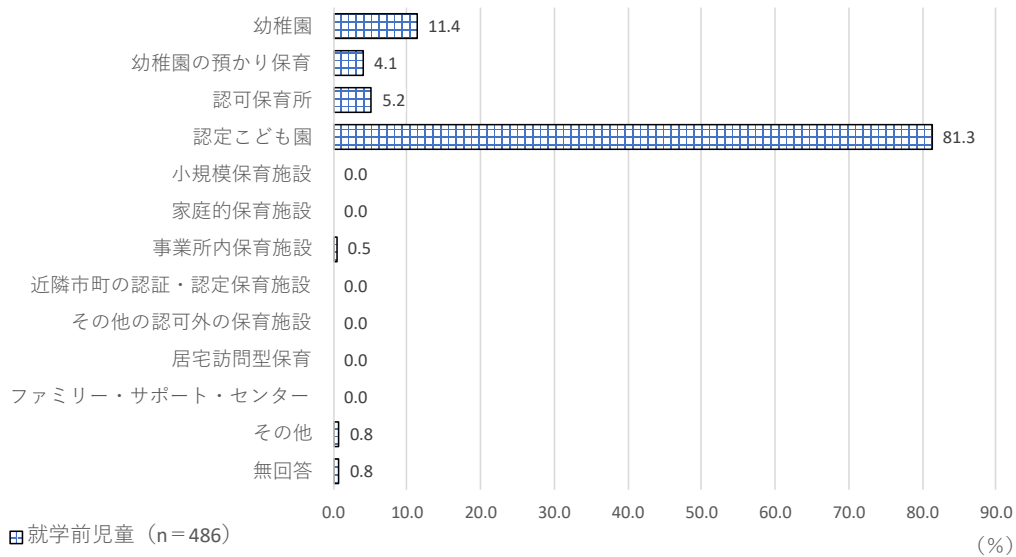
「パート・アルバイト等」で働いている母親は、就学前児童は30.9%（育休等を含む）、小学生児童が32.3%（育休等を含む）となっています。

フルタイムとパートタイム等（育休等を含む）を合わせた「就労している母親」は、就学前児童が81.7%、小学生児童が82.5%と、8割以上の母親が就労していることがうかがえます。なお、就学前児童で育児休業中の母親は16.5%となっています。

また、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前児童が16.7%、小学生児童が9.2%であり、「これまで就労したことがない」は、就学前児童が0.4%、小学生児童が0.9%となっています。

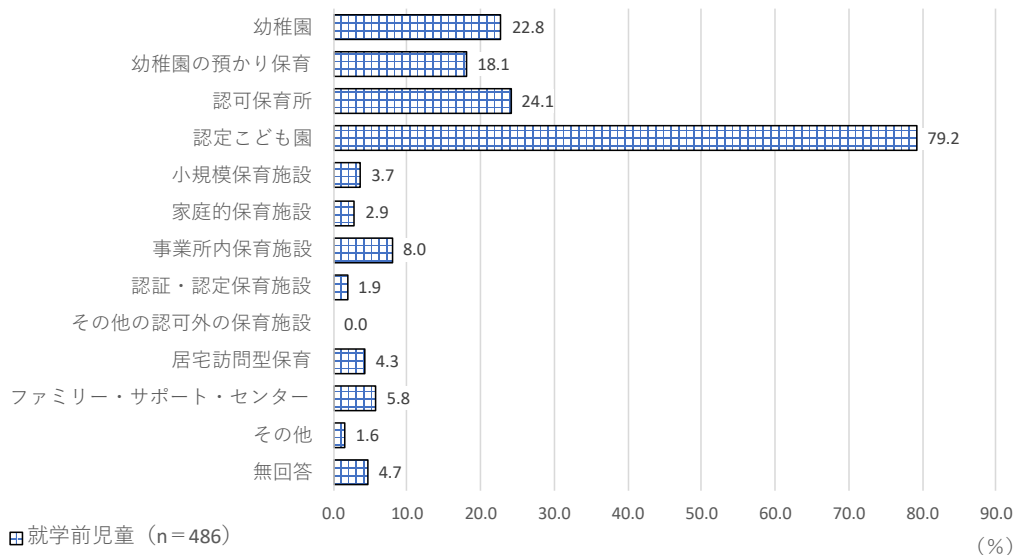
(3) 教育・保育施設

○教育・保育事業の利用状況



利用している平日の定期的な教育・保育事業は、「認定こども園」が81.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が11.4%、「認可保育所」が5.2%、「幼稚園の預かり保育」が4.1%などとなっています。

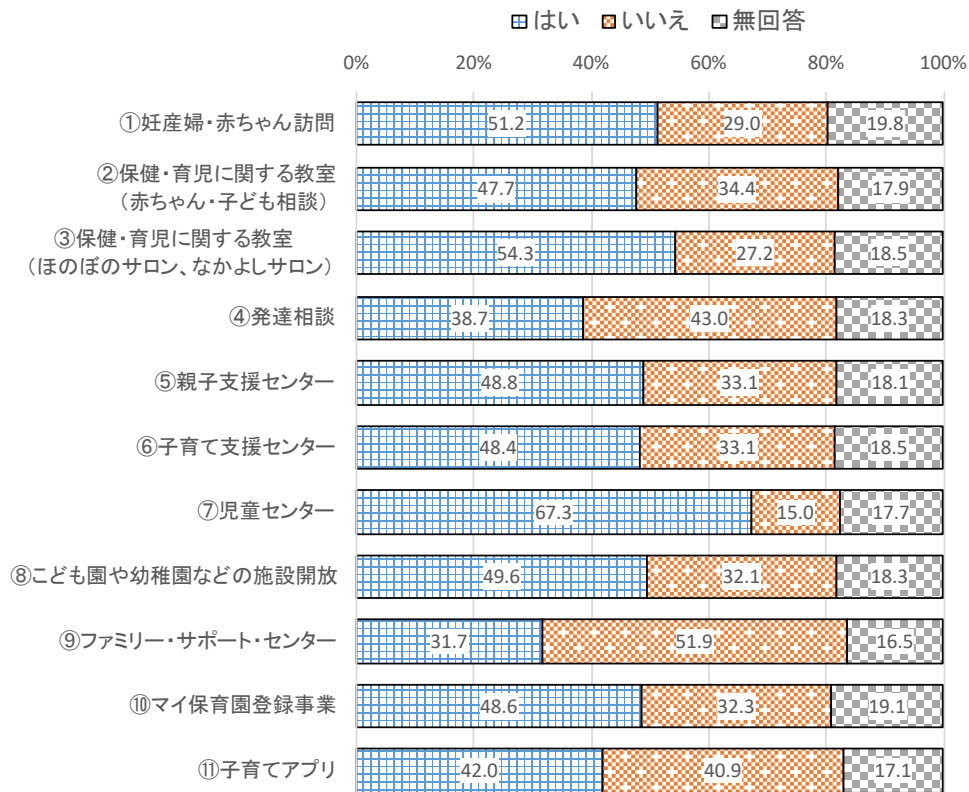
○教育・保育事業の利用希望



利用したい平日の定期的な教育・保育事業（保育園・幼稚園・認可外保育施設等）は、「認定こども園」が79.2%で最も多く、次いで「認可保育所」が24.1%、「幼稚園」が22.8%、「幼稚園の預かり保育」が18.1%などとなっています。

(4) 子育て支援サービスの利用希望

○各種事業の利用状況



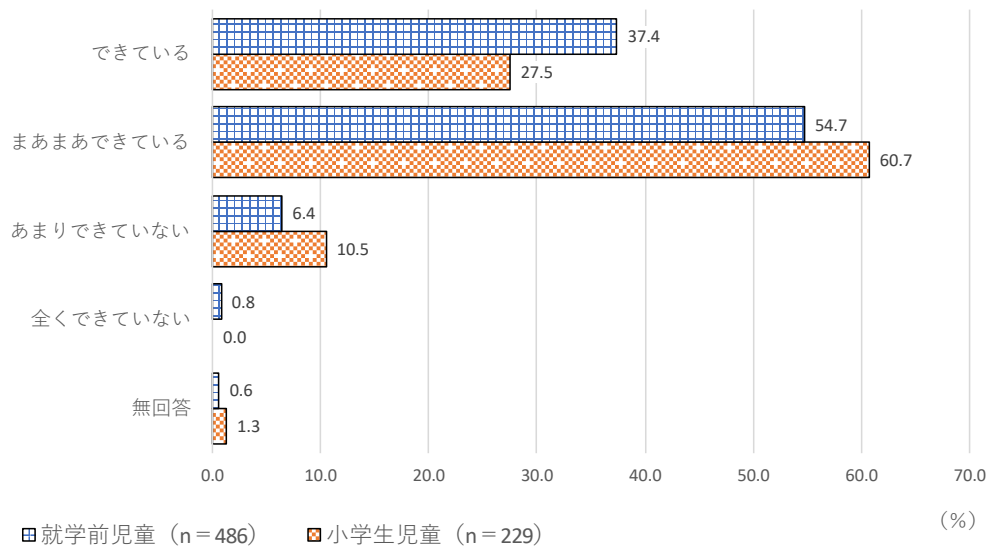
就学前児童(n=486)

各種事業の利用意向（今後、利用したいと思うものを）について、「はい」が多い順に、「⑦児童センター」（67.3%）、「③保健・育児に関する教室（ほのぼのサロン、なかよしサロン）」（54.3%）、「①妊産婦・赤ちゃん訪問」（51.2%）、「⑧こども園や幼稚園などの施設開放」（49.6%）、「⑤親子支援センター」（48.8%）などとなっています。

一方、「いいえ」が多い順では、「⑨ファミリー・サポート・センター」（51.9%）、「④発達相談」（43.0%）、「⑪子育てアプリ」（40.9%）、「②保健・育児に関する教室（赤ちゃん・子ども相談）」（34.4%）、「⑤親子支援センター」と「⑥子育て支援センター」（ともに33.1%）などとなっています。

(5) 子育て全般について

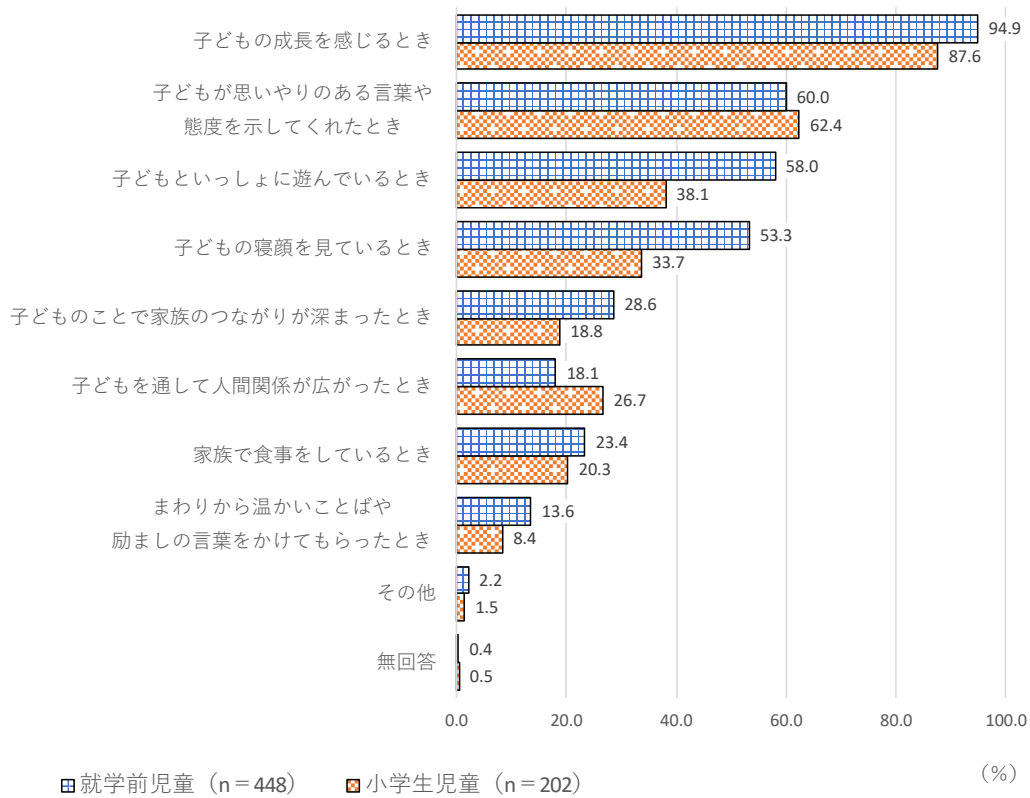
○楽しく子育てができているか



楽しく子育てができているかについて、「できている」と「まあまあできている」の合計は、就学前児童が92.1%、小学生児童が88.2%となっています。

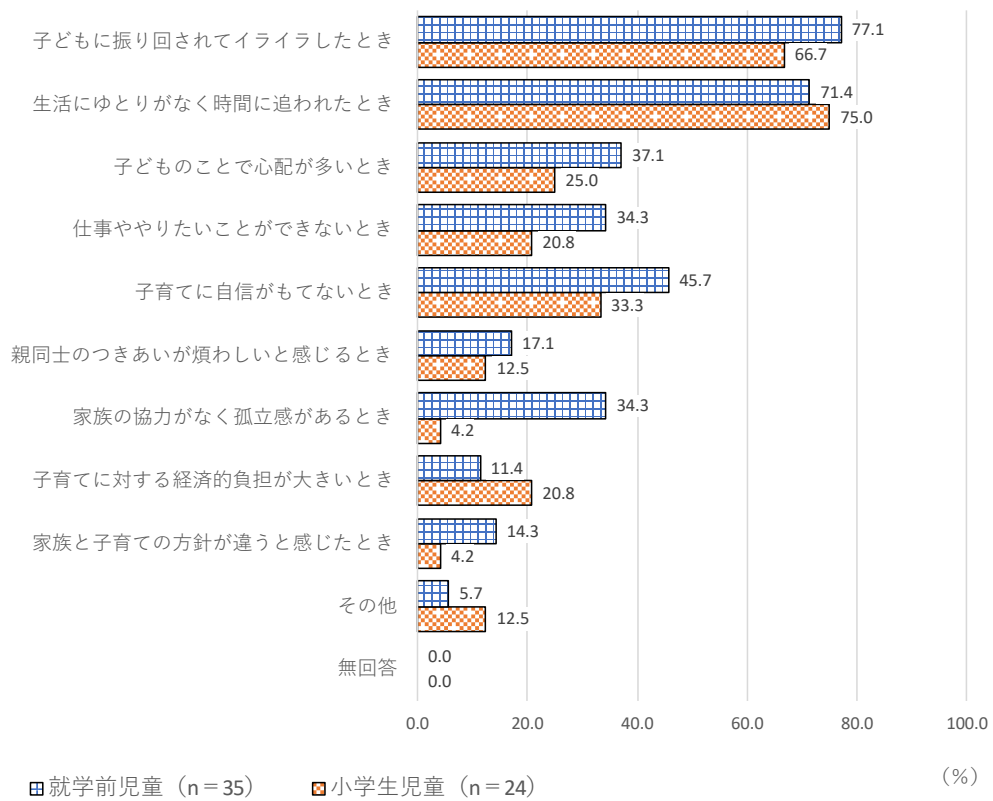
一方、「全くできていない」と「あまりできていない」の合計は、就学前児童が7.2%、小学生児童が10.5%となっています。

○子育てを楽しんでいるとき



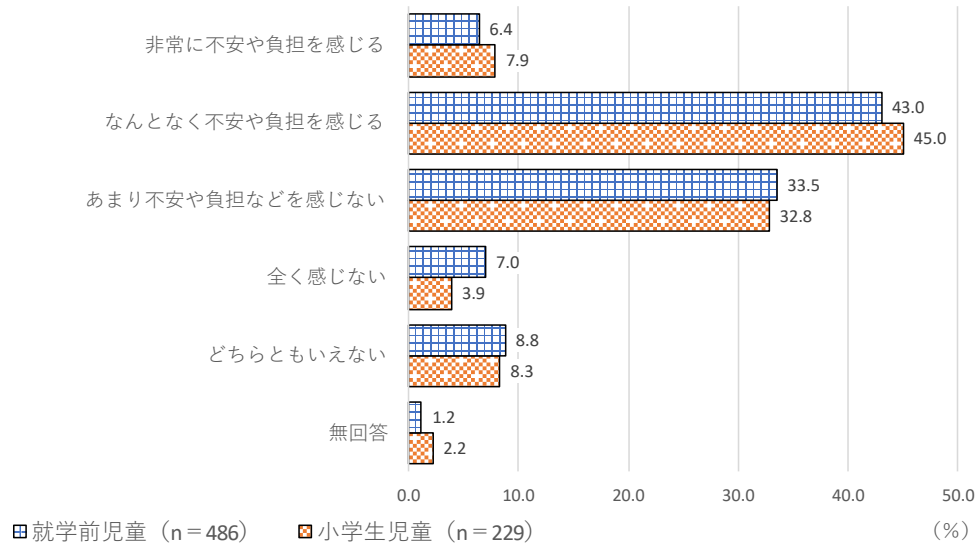
子育てを楽しんでいるときは、就学前児童、小学生児童ともに「子どもの成長を感じる時」が最も多く、就学前児童が94.9%、小学生児童が87.6%となっています。

○子育てを楽しめないと感じるとき



子育てを楽しめないと感じるときは、就学前児童が「子どもに振り回されてイライラしたとき」が77.1%で最も多く、小学生児童が「生活にゆとりがなく時間に追われたとき」が75.0%で最も多くなっています。

○子育てに関して不安や負担などを感じているか

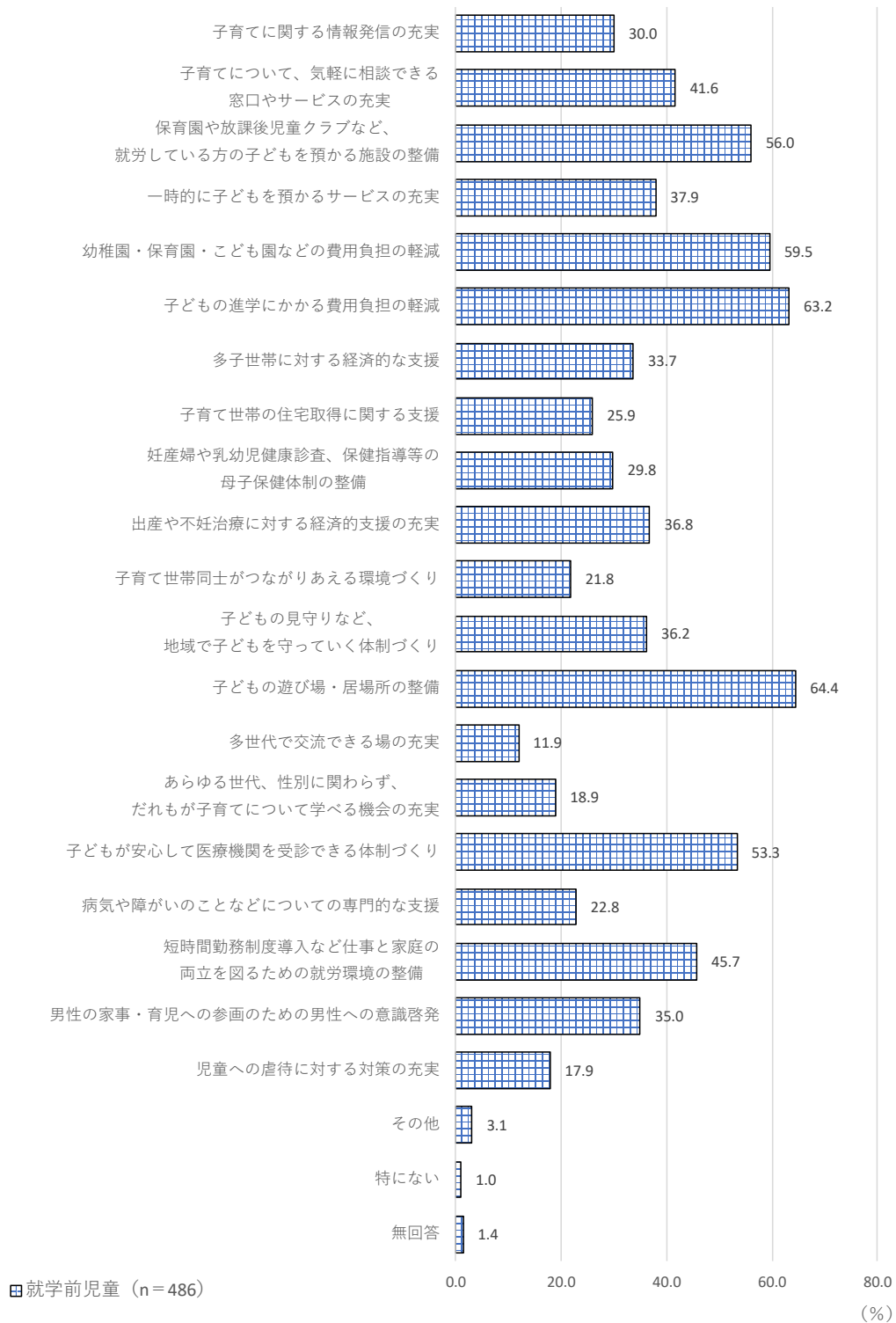


子育てに関しての不安や負担は、「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」の合計が、就学前児童が49.4%、小学生児童が52.9%となっています。

また、「あまり不安や負担などを感じない」と「全く感じない」の合計が、就学前児童が40.5%、小学生児童が36.7%となっています。

なお、「どちらともいえない」は、就学前児童が8.8%、小学生児童が8.3%となっています。

○子育て支援として効果の高いと考えられる施策は



子育て支援として効果の高いと考えられる施策は、「子どもの遊び場・居場所の整備」が64.4%で最も多く、次いで「子どもの進学にかかる費用負担の軽減」が63.2%、「幼稚園・保育園・こども園などの費用負担の軽減」が59.5%、「保育園や放課後児童クラブなど、就労している方の子どもを預かる施設の整備」が56.0%、「子どもが安心して医療機関を受診できる体制づくり」が53.3%などとなっています。

第5節 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 1号認定

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	105	100	95	93
②実績	168	166	210	198

1号認定について、量の見込みは平成27年度から平成30年度にかけて減少すると予想していましたが、実績をみると、平成28年度以降は1号認定児童数が増加しました。平成30年度の実績では、確認を受けない幼稚園（子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園）の実績も含めると198人となっており、量の見込みを大きく上回っています。

(2) 2号認定

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	925	910	900	892
②実績	845	832	810	778

2号認定について、平成27年度から平成30年度のすべての年で、2号認定児童実績人数は量の見込みを下回っています。

また、2号認定児童数は減少を続けており、平成30年度では778人となっています。

(3) 3号認定

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	576	568	560	552
②実績	473	466	478	499

3号認定について、平成27年度から平成30年度のすべての年で、3号認定児童実績人数は量の見込みを下回っています。

また、3号認定児童数は平成27年度から平成28年度にかけて減少しましたが、平成28年度以降は増加傾向にあり、平成30年度では499人となっています。

(3) - 1 3号認定0歳児

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	121	118	115	112
②実績	47	49	42	56

3号認定0歳児について、平成27年度から平成30年度のすべての年で、3号認定0歳児童実績人数は量の見込みを下回っています。

また、3号認定0歳児数は平成27年度から平成30年度にかけて増減を繰り返していますが、平成29年度から平成30年度にかけて10人以上増加し、平成30年度では56人となっています。

(3) - 2 3号認定1～2歳児

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	455	450	445	440
②実績	426	417	436	443

3号認定1～2歳児について、平成27年度から平成29年度では、3号認定1～2歳児童実績人数は量の見込みを下回りましたが、平成30年度では量の見込みの440人を上回り443人となっています。

また、3号認定1～2歳児童数は平成27年度から平成28年度にかけて減少しましたが、平成28年度以降は増加傾向にあります。

(4) 延長保育事業

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	1,182	1,148	1,127	1,098
②実績	958	910	859	817

延長保育事業について、平成27年度から平成30年度にかけて、実績値は量の見込みを下回っています。

また、利用者数は減少傾向にあり、平成30年度では817人となっています。

(5) 放課後児童クラブ

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	低学年	390	370	370	350
	高学年	190	190	190	180
	合計	580	560	560	530
②実績	低学年	386	391	352	380
	高学年	155	171	212	243
	合計	541	562	564	623

放課後児童クラブについて、平成27年度では実績人数は量の見込みを下回りましたが、平成28年度以降は利用者が増加し、量の見込みを上回っています。

平成27年度以降、高学年の放課後児童クラブの利用者が増加を続け、全体としても増加傾向となっており、平成30年度では合計623人となっています。

(6) 子育て短期支援事業

(単位：人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み		－	－	－	－
②実績		0	0	0	42

子育て短期支援事業について、第1期計画期間中は量の見込みを立てておらず、平成27年度から平成29年度にかけて利用者は0人でしたが、平成30年度に延べ42人の利用がありました。

(7) 地域子育て支援拠点事業

(単位：人回)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み		23,833	23,750	23,667	23,417
②実績		16,788	20,894	17,574	15,037

地域子育て支援拠点事業について、平成27年度から平成30年度にかけて、実績値は量の見込みを下回っています。

また、利用者数は平成28年度には延べ20,894人と2万人を超える利用がありましたが、その後は減少傾向にあり、平成30年度では延べ15,037人となっています。

子育て支援センターの分散化を図るため、町立の子育て支援センターを平成29年度に井上保育園から能瀬保育園に変更したことが、減少した原因のひとつと考えられます。

(8) 一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み（1号認定）	8	7	7	7
②量の見込み（2号認定）	13,160	13,160	11,985	11,985
③合計	13,168	13,167	11,992	11,992
④実績	34,500	33,167	38,767	35,267

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業について、平成27年度から平成30年度にかけて、実績値は量の見込みを大きく上回っています。

平成27年度～平成28年度にかけて延べ33,000人～34,000人程度で推移していましたが、平成29年度では延べ38,767人の利用がありました。その後、平成30年度の利用は延べ35,267人となっています。

私立幼稚園の一時預かり利用が増加したことが、実績値が増えた原因のひとつとして考えられます。

(9) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	1,533	1,514	1,471	1,437
②実績	699	623	206	325

幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業について、平成27年度～平成30年度にかけて、実績値は量の見込みを大きく下回っています。

平成27年度～平成28年度にかけて延べ600人を超える利用がありましたが、平成29年度では延べ206人と大きく減少し、平成30年度では延べ325人となっています。

子育て支援センターの分散化を図るため、町立の子育て支援センターを平成29年度に井上保育園から能瀬保育園に変更したことが、減少した原因のひとつとして考えられます。

(10) 病児・病後児保育

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	900	900	900	900
②実績	742	756	877	897

病児・病後児保育について、平成27年度～平成30年度にかけて、実績値は量の見込みを下回っていますが、利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年度では延べ897人となっています。

(11) ファミリー・サポート・センター（就学児） （単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	0	0	0	0
②実績	318	235	146	200

就学児のファミリー・サポート・センターの利用について、第1期時は量の見込みを0人としていましたが、実績をみると平成27年度では延べ318人の利用がありました。

平成27年度以降は減少傾向にあり、平成30年度では延べ200人となっています。

平成29年度に大きく減少したのは、利用の大きな割合を占めている学習塾への送迎が平成29年度は減ったことが原因として考えられます。

また、担い手不足のためやむなく断るケースもあり、実績人数と、利用希望人数とは異なり、利用希望人数はもっと多いと推測されます。

(12) 利用者支援事業 （単位：箇所）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1

利用者支援事業について、本町では平成27年度から「基本型」、平成29年度からは「母子保健型」の事業を実施し、子育て世代包括支援センターを立ち上げ妊娠期から子育て期にわたる総合相談・支援を行ってきました。

(13) 妊婦健診 （単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	288	284	281	279
②実績	306	297	242	249
③受診率	100	100	100	100

妊婦健診について、平成27年度から平成30年度にかけて受診率は100%を維持していますが、受診実績は減少を続けており、平成30年度では249人となっています。

(14) 乳児家庭全戸訪問

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	288	284	281	279
②実績	275	293	243	259
④訪問率(%)	92.6	95.4	94.9	100

乳児家庭全戸訪問について、平成27年度から平成29年度にかけて訪問率は90%台で推移していましたが、平成30年度では対象家庭259人すべてに訪問することができ、訪問率は100%になりました。

(15) 養育支援訪問

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①量の見込み	10	11	11	12
②実績(延べ人数)	5	10	35	77

養育支援訪問について、平成27年以降訪問実績は増加を続けており、平成30年度では家事・家庭援助が29人、専門的相談支援が48人の合計77人の実績となりました。

平成29年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げたことで、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談・支援を行うようになったこと、併せて産前産後ヘルパー派遣事業を開始したことにより、家事・家庭援助の利用人数が増加したと思われます。

第3章 目指す子育て支援の方向

第3章 目指す子育て支援の方向

第1節 計画の基本理念

核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域とのつながりが希薄になる子育て世帯が増加傾向にある中において、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がゆとりを持って子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるようになるには、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本町では、将来を担う子どもたちが、歴史にはぐくまれたこの町で健やかに成長でき、保護者が身近な地域の支援とともに安心して子どもを産み育てることができ、さらには子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指し、第2期事業計画では基本理念を「笑顔があふれ誰もが安心して子育てできるまち」として、「子どもの視点」、「子育て家庭への支援の視点」、「地域全体で子育てする視点」から子育て支援施策を推進していきます。

基本理念

笑顔があふれ

誰もが安心して子育てできるまち

第2節 計画の基本目標

第1期事業計画における基本目標は概ね達成していますが、今回のニーズ調査においては子どもの遊び場の充実や保育サービスの充実、子育て家庭に対する経済的支援の充実のほか相談体制の充実など、支援の充実を求める声が多数寄せられました。

このため、第2期事業計画の策定にあたっては、基本理念を実現するため、支援の充実に取り組むこととし、「子どもに対する支援の充実」、「子育て家庭に対する支援の充実」、「地域ぐるみによる子育て支援の充実」に向けて、次の3項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1	子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実
<p>すべての子どもが健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることができるよう、乳幼児期の教育・保育や子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。また、保護者の就労状況や家庭状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。</p>	

基本目標2	子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実
<p>妊娠から出産、乳幼児期の育児を通じて、すべての子育て家庭が不安を感じることなく子育てができるよう相談体制の拡充や母子保健事業を充実させ、切れ目のない子育て支援体制の強化を図ります。また、経済的負担を軽減するとともに、子どもの貧困対策の推進、特別な配慮が必要な子育て家庭に対する支援に取り組み、すべての子育て家庭が希望を持って子育てできるよう支援の充実を図ります。</p>	

基本目標3	地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり
<p>核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子どもや子育て家庭をめぐる環境が大きく変化する中で、すべての子どもが健やかに成長することができるよう、地域社会を構成する様々な主体が子ども・子育て支援にかかわり、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り、支援する環境づくりに取り組みます。</p>	

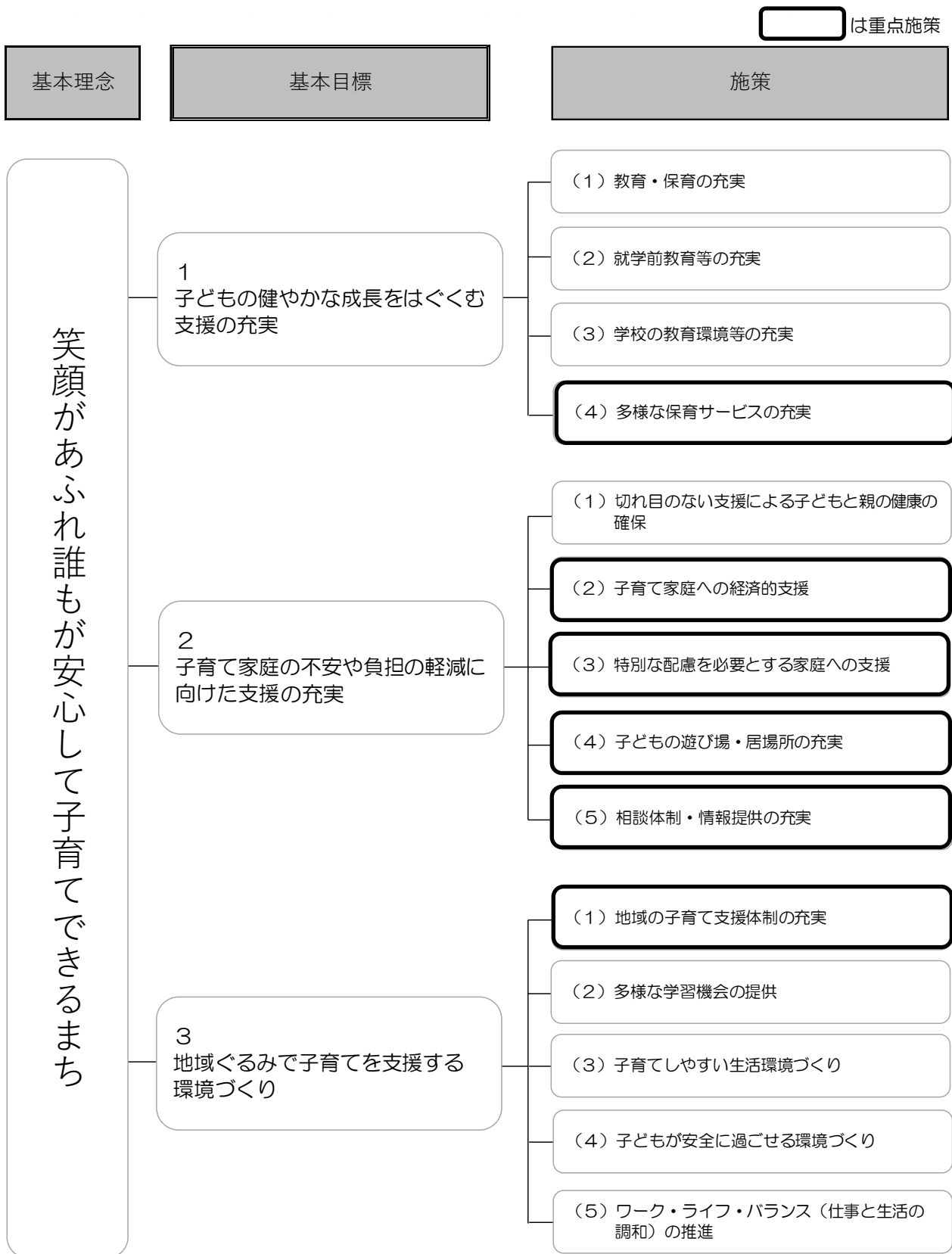
第3節 計画の基本方針

基本理念、基本目標を実現するために、次の基本方針を掲げます

基本目標 1	子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実
<p>(1) 教育・保育の充実 すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の必要量の確保に努めます。</p> <p>(2) 就学前教育等の充実 乳幼児期は人格形成において基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、就学前すべての子どもに対する教育の充実に取り組みます。</p> <p>(3) 学校の教育環境等の充実 子どもたちが「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」といった「生きる力」の基礎を身につけられるように、教育環境の充実を図ります。</p> <p>(4) 多様な保育サービスの充実 すべての子どもの幸せを第一に考え、働く保護者のニーズを捉え、必要なサービスが利用できるよう、多様なニーズに対応した保育サービスの提供に努めます。</p>	
基本目標 2	子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実
<p>(1) 切れ目のない支援による子どもと親の健康の確保 妊娠・出産・子育ての各時期における子どもと母親の健康づくりを支援します。</p> <p>(2) 子育て家庭への経済的支援 支援を必要としている子育て家庭に対し、経済的支援の充実を図るとともに、保護者や子どもの生活支援などの充実を図ります。</p> <p>(3) 特別な配慮を必要とする家庭への支援 障害のある子どもが健やかに暮らせるための支援を行うとともに、その支援制度の周知や保健・福祉・教育等の関係機関と連携していきます。また、子どもを虐待から守り、安心して生活ができるよう、関係機関が連携し、早期発見、早期対応に取り組みます。</p> <p>(4) 子どもの遊び場・居場所の充実 既設の子どもの遊び場・居場所の情報提供を図るとともに、子どもが天候を問わずのびのびと遊び、楽しむことができる屋内遊戯施設の整備を検討します。</p> <p>(5) 相談体制・情報提供の充実 身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、深刻な相談にも対応できる体制の充実を図ります。また、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、ホームページや専用アプリ等を活用し、情報を発信していきます。</p>	

基本目標3	地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり
<p>(1) 地域の子育て支援体制の充実</p> <p>子育て家庭が社会において孤立しないよう、家庭や地域、保育園、認定こども園、児童センターなどがそれぞれの機能を発揮するとともに、連携を強化し、身近な地域における子育て支援を推進します。</p> <p>(2) 多様な学習機会の提供</p> <p>家庭・学校・地域が連携した子どもの居場所づくりや各種講座などを通じた学習活動の充実に努めます。また、地域の各種活動に対する支援に努めます。</p> <p>(3) 子育てしやすい生活環境づくり</p> <p>子育てしやすいまちを目指して、公園の整備や公共交通機関におけるバリアフリー化など、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進めます。</p> <p>(4) 子どもが安全に過ごせる環境づくり</p> <p>親子が安心して暮らせるよう交通安全、防犯対策、防災対策を実施します。</p> <p>(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</p> <p>家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる社会の実現を推進します。</p>	

第4節 計画の施策体系



第4章 子ども・子育て支援事業の 課題整理と今後の方向性

第4章 子ども・子育て支援事業の課題と

今後の方向性

基本目標1 子どもの健やかな成長をはぐくむ支援の充実

(1) 教育・保育の充実

【現状と課題】

平成27年度に子ども・子育て新制度が開始し、本町での「子ども・子育て支援事業計画」がスタートした後、既存の保育園の認定こども園化の推進等、新たな教育・保育サービスの提供体制を構築してきました。

第2期計画の開始にあたり、これまでの取り組みを見直して不足している部分や、実施できなかった事業について再度検討し、保護者のニーズに応じていく必要があります。

【今後の方向性】

子ども・子育て新制度の開始から5年経過し、町民の新制度への理解が進み、町全体でサービス提供体制の普及はできているものと考えます。

今後は、アンケート調査等を通じた町民のニーズに応えられるよう、既存の体制の見直しや新事業の検討等を進めていきます。

【施策の内容】

① 教育・保育供給量の確保

町民アンケートや、これを基にして作成されたワークシートなどの結果から求められた必要供給量が確保されるよう、町内及び町外の広域的調整の中で住民の利用希望に対応できる体制整備を行います。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
必要供給量の確保	町立及び民間の幼稚園・保育園・認定こども園などと連携し、必要供給量の確保に努めます。	子育て支援課 学校教育課
保育士の確保	処遇改善や大学等との連携により保育士を確保し、適正な配置を図ります。	子育て支援課

② 認定こども園への転換促進

新しい給付体制への対応を進めるため、新制度未移行の幼稚園で希望があれば認定こども園への転換を支援し、利用希望の多様化に対応します。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
認定こども園への転換促進	認定こども園への転換を希望する新制度未移行幼稚園に対し、必要な支援を行い、必要ニーズ量の確保に努めます。	子育て支援課

③ 低年齢児の保育施設の整備

低年齢児の保育需要が増加していることから、スムーズに施設利用ができるよう定員増加や地域における保育の担い手として地域型保育事業への参入促進を図ります。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
地域型保育事業	新たな保育の担い手として地域型保育事業の導入を進めます。 また、子どもの発達を切れ目なく支援するため、教育・保育施設への入所が円滑に移行できるよう連携を図ります。	子育て支援課

(2) 就学前教育等の充実

【現状と課題】

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、すべての子どもに対して、遊びや生活の中で将来の学びにつながる質の高い幼児教育・保育を行う必要があります。

また、女性の就労割合の増加や働き方の多様化、さらには専門的な支援を必要とする子どもの増加などにより、保育施設等に期待される役割は大きくなっています。

【今後の方向性】

乳幼児期の教育・保育は、「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」といった「生きる力」の基礎を身につける場であり、今後の人格形成にも大きく影響します。

就学前の子どもに質の高い教育が提供できる体制を整え、また保育施設と小学校の連携を図ることで、子どもたちが幼稚園・保育園等から小学校への円滑な移行ができるよう努めていきます。

【施策の内容】

生活や遊びといった直接的・具体的な体験をとおして、情緒的・知的な発達、社会性をはぐくむ幼児教育に努めます。幼稚園教諭や保育士等が研修会や交流会などで情報交換等を進め、連携の強化を図るとともに、研修を通じての資質向上に努め、就学前教育等の充実を図ります。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ブックスタート事業	3か月児健康診査時に、えほんプレゼント券を手渡し、赤ちゃんと一緒に絵本を開く喜びや大切さを育てるとともに、子どもの読書活動の活性化を図ります。	生涯教育課
体験型保育活動 ・心をはぐくむ教育	安心して生活できる環境で、人とのかかわりや自然とのふれあいを重ね、自己肯定感が高められるよう成功体験を大切にします。また、地域との交流等体験型保育活動から感動体験を通じて乳幼児の心をはぐくむ教育の充実に努めます。	子育て支援課
幼保小連携事業の推進	小学校区の保育園等と連携しながら、「子どもの育ちと学び」をつなげる教育活動を推進します。	子育て支援課 学校教育課
幼稚園教諭や保育士等の資質向上	幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携し、保育指導力等の向上に向けた各種研修への参加によりレベルアップを図ります。 保育士の人材育成マニュアルを作成します。	子育て支援課 学校教育課

(3) 学校の教育環境等の充実

【現状と課題】

社会が多様化する中、児童・生徒を取り巻く環境も変化し、高度情報化や国際化、グローバル化、人権問題への対応など、学校教育に求められる役割はますます多様化、複雑化しています。

変化の激しいこれからの社会を主体的、創造的に生きていくためには、学習の基盤となる資質や能力に加え、個の自立と社会の中で共同を図るための主体的、能動的な力といった「生きる力」をはぐくむことが必要です。

【今後の方向性】

学習指導要領に沿った教育カリキュラム等を通じ、児童・生徒が「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」といった「生きる力」の基礎を身につけられるように、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していきます。

また、不登校等に対応するため、専門的な相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関との連携に努めます。

【施策の内容】

① 確かな学力の向上

基礎的・基本的な知識や技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題解決する資質や能力である「確かな学力」の定着を図ります。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
家庭学習の推進	家庭と学校が連携し、児童・生徒の「進んで学ぶ力」と「心身の健康」をはぐくむ家庭学習を推進し、「確かな学力」の定着につながるよう努めます。	学校教育課
読書活動の推進	司書との連携により、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動と豊かな感性や情操をはぐくむ読書活動を推進します。	学校教育課
小中連携教育の推進	義務教育9年間を見通し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的できめ細かな教育を推進し、より一層の学力向上を図ります。	学校教育課

② 豊かな心の育成

幼少期からの情操教育や食育を推進するとともに、正しい生活習慣を身につけ、豊かな感性を磨き、健やかな身体をはぐくみます。また、道德教育の充実を図ります。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
食育活動の充実	幼稚園・保育園等・小学校・中学校において、食にかかわる人や地域の食材に対する関心や感謝の心をはぐくむ活動と特色ある給食づくりの充実を図ります。	健康推進課 子育て支援課 学校教育課
人権尊重の精神の涵養	社会生活を営むうえで必要な知識・技能、態度などを確実に身につけることを通じて、人権尊重の精神の涵養を図っていきます。	学校教育課
道德教育の充実	人間としてのあり方を自覚し、人生をより生き抜くために、その基盤となる道徳性を育成し、児童・生徒の心に響く道德教育を推進します。	学校教育課
将来親になる児童・生徒の子育ての理解学習の充実と推進	幼稚園・保育園などにおける体験学習などを積極的に取り入れ、将来、親になる児童・生徒の学びの機会を促進します。	学校教育課

③ 特色ある教育環境の充実

高度情報化やグローバル化の進展などの社会環境の変化に対応し、ICTを活用した新たな学習や国際的な視野を高める国際理解教育に取り組みます。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ICTを活用した教育	児童・生徒の学力向上を図るため、ICT環境を整備し、プログラミング教育をはじめとしてICTを活用した新たな学びを推進します。	学校教育課
国際交流による国際理解教育の推進	外国語教育の充実、中学生の海外派遣交流事業など、国際理解教育を充実します。	学校教育課
科学教育の推進	科学に対する好奇心や探究心をはぐくみ、科学的に思考し、工夫する力を育成します。	子育て支援課 教育総務課

④ 共生社会形成のための特別支援教育の推進

乳幼児期から中学校卒業までのそれぞれの期間において、継続的な教育を行える体制づくりを進め、児童・生徒の抱える個別の問題に適切に対応し、卒業後の円滑な社会参加が進められるよう特別支援教育の充実を図ります。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
特別支援教育の推進	各学校の特別支援教育支援員の充実や特別支援教育コーディネーターの養成などにより、特別支援教育の充実を図ります。また、就学前から卒業後の就労まで長期的視点から、相談・支援を行います。	学校教育課

(4) 多様な保育サービスの充実

【現状と課題】

保護者の就労形態の多様化、家族構成の変化などにより保育ニーズが多様化しています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、預かり保育の利用意向が前回調査時より増加するなど本町においても様々なニーズに対応した保育施策の充実が求められています。

今後も、現在就労していない方を含めた今後の就労意向や、日常生活の中での一時的な保育の利用など、保育ニーズを捉えた様々な形態のサービスの充実が必要です。

【今後の方向性】

子ども・子育て支援新制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、多様化する保護者の働き方に対応できるよう、地域の特性に応じたきめ細かな保育サービスをより一層充実していきます。

【施策の内容】

人材の確保などを通じて事業の充実を図り、各家庭が持つ多様な預かりニーズへの対応を進めていきます。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
延長保育事業	保護者の勤務形態、残業等、多様化する保護者の就労形態に対応するため、継続して実施します。	子育て支援課
休日保育事業	町内2園において休日保育事業を引き続き実施します。就労形態の多様化に伴い、その他の保育園等においても、実施について検討します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	保育園等に通園中の児童が、病気または回復期で、集団保育を受けることが困難な場合に一時的に預かる事業で、継続して実施します。また、町内に病児保育施設の整備を検討します。	子育て支援課
保育園等における一時預かり事業	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育園等において一時的に乳幼児を預かる事業で、継続して実施します。土曜日や日曜日における預かり事業の検討を行います。	子育て支援課
幼稚園等における預かり保育事業	保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している園児等を当該幼稚園の教育時間を超えて保育する事業で、継続して実施します。	子育て支援課 学校教育課

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
障害児保育	<p>集団保育が可能な障害児を受け入れる保育園等に障害児の保育を担当する保育士を配置し、障害児保育を継続して実施します。また、障害児の健やかな成長を支援するため、保育士の知識・技能の向上に努めます。</p>	子育て支援課
子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病等、やむを得ない理由により、家庭において子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行います。</p>	子育て支援課
マイ保育園事業	<p>妊娠中から概ね3歳未満の未就園児を持つ家庭で、近くの保育園などにおいて、育児体験や育児相談のほか、リフレッシュのための一時預かりなどを行い、育児不安の解消に努めます。</p>	子育て支援課
保育園等における施設開放	<p>保育園等の園舎・園庭を開放し、育児相談や、未就園児の親子登園を実施します。</p>	子育て支援課

基本目標2 子育て家庭の不安や負担の軽減に向けた支援の充実

(1) 切れ目のない支援による子どもと親の健康の確保

【現状と課題】

子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産・幼児期における健康診査や保健相談の充実を図り、母子の健康を確保することが必要です。妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう母子保健の充実のほか、不安や悩みを抱える妊産婦等に対して、安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援が求められます。

【今後の方向性】

安心して出産、子育てができるよう関係機関と連携しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、妊婦や子育て中の保護者が気軽に相談・交流できる場を提供します。

【施策の内容】

各種健診を中心に、必要に応じた訪問事業等を実施し、各家庭の育児支援を行います。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
不妊不育症治療費助成事業	子どもを産むことを望みながら、不妊不育症のために子に恵まれない夫婦に対して不妊不育症治療費の一部を助成します。	健康推進課
母子健康手帳交付時の妊婦健康相談の実施	母子健康手帳の交付時に、健康相談や保健サービス、マイ保育園登録の紹介を行い、妊婦の健康保持・増進を図ります。	健康推進課 子育て支援課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康推進課
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児の健康状態のチェックのほか、母親の状況や養育環境を把握し、助言・相談を行います。また、支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整も行います。	健康推進課
養育支援訪問事業	関係機関などからの情報収集などにより把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師などによる訪問により育児支援援助を実施しています。 また、虐待の疑いがあるケースについては、要保護児童対策地域協議会で支援計画を検討し、支援します。	健康推進課 福祉課

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊産婦等からの相談に応じるだけではなく、母子保健サービスと子育て支援サービスが一体的に提供できるよう、必要な機関と調整を行い、支援プランの作成などを行います。	健康推進課 子育て支援課
妊産婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診券を発行し妊産婦健康診査にかかる費用の一部を助成し、定期的な健診受診を通して、母子の病気などを早期に発見します。	健康推進課
産前産後ヘルパー派遣事業	出産前後で体調不良等により、育児や家事を行うことが困難な家庭等にヘルパーを派遣し、育児または家事の援助を行うことにより、安心して出産及び育児ができるように支援します。	健康推進課
産後ケア事業	出産後、体調不良や育児不安等で支援が必要にもかかわらず、家族等から十分な育児・家事等の援助が受けられない産婦を対象に、宿泊または通所で産科医療機関等において母の心身のケアや育児サポートを行い、育児不安の解消や母子の孤立化・児童虐待の予防につなげます。	健康推進課
定期予防接種	麻疹風疹混合予防接種率95%以上、その他の予防接種率90%以上を目標に、接種率向上に努めます。	健康推進課
任意予防接種費用助成	おたふくかぜ、インフルエンザなど任意予防接種については、接種費用の一部助成をします。また、小児がん治療等で既に接種した定期の予防接種の免疫効果が期待できず、再度接種した予防接種に費用についても助成します。	健康推進課
健康づくり推進事業による母子保健推進会活動	母子保健に関する歯みがき教室など各教室や健康まつりにおいて母子保健推進会による活動を支援します。 また、推進員養成講座などにおいて、推進員の増員・育成を行います。	健康推進課
妊娠期・乳幼児期における栄養相談	乳幼児健診や相談などにおいて、妊産婦や保護者に対し、発達段階に応じた栄養・食生活の指導を行います。	健康推進課
保健相談・教室	ほのぼのサロン、なかよしサロン、遊びの教室、幼児・こころと言葉の発達相談、赤ちゃん・子ども相談などの各種事業を通じて健康や育児不安への相談・支援を行います。	健康推進課

(2) 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

少子高齢化やひとり親家庭の増加に加え、近年は子どもの貧困も問題になるなど、子育てにかかる経済的負担への対応が求められています。そのため、実情を正確に把握し、必要な支援を行っていく必要があります。

【今後の方向性】

子育て家庭の経済的負担の軽減のため、経済的支援の充実を図るとともに、子どもの生活支援などの側面的な支援の充実も図ります。

【施策の内容】

本町で実施している児童手当や各種助成といった経済的な支援策についての周知を図り、支援を必要とする家庭への適切な支援を推進します。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
児童手当	中学校修了前までの児童を養育している者に、生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当	父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある20歳未満の児童を監護している父親もしくは母親、または父母にかわって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
未熟児養育医療給付事業	身体の発達が未熟のまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	平成31年4月から対象者を18歳到達後の最初の3月31日までに拡大し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、また保護者の負担を軽減するために子どもの医療費の一部を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の子ども及び親の医療費の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	子育て支援課

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
副食費の実費徴収に係る 補足給付事業	低所得世帯等の子どもを対象に、新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費の助成を行います。	学校教育課
多子世帯保育料・副食費助成	多子世帯の負担軽減を図るため、国の無償化制度の対象にあたらない特定の世帯に対し、保育料軽減施策を引き続き実施するとともに、実費負担となる副食費についても対象者を拡大し、軽減します。	子育て支援課 学校教育課
多子世帯放課後児童クラブ 利用料支援事業	放課後児童クラブを利用する多子世帯の経済的負担を図るため、一定の所得に満たない世帯で放課後児童クラブを利用する第2子以降の保育料を減免します。	子育て支援課
就学援助	経済的な理由によって小学校及び中学校に就学させることが困難な児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
ひとり親家庭放課後児童 支援事業	各放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭に対する保育料の軽減等を行います。	子育て支援課
ひとり親家庭等学習支援 事業	基礎学力の向上等を図り、将来の安定的な職業と自立の促進につなげることを目的として、県が実施する生活保護世帯等の子どもに対する学習支援事業と一体的に実施しており、生活保護・就学援助・教育費負担軽減奨学金・児童扶養手当または就学援助受給世帯の小学校1年生から高校3年生までの希望する児童・生徒に対し、教員OBや学生等が学習支援を行います。	子育て支援課 社会福祉協議会
チャイルドシート購入補助	交通事故から子どもの尊い命を守るため、チャイルドシートを購入した保護者に対し、その費用の一部を補助します。	子育て支援課
出生祝い品の贈呈	本町に住所を有する新生児の保護者に対して、祝い品（商品券）を贈呈します。	子育て支援課
多胎児家庭子育て応援事業	多胎児を養育する家庭の保護者に、ファミリー・サポート・センターの無料利用券を交付します。	子育て支援課
プレミアム・パスポート事業	妊娠中の子を含めて2人以上の子どもがいる家族が、プレミアム・パスポートを県内の協賛企業で提示すると割引などの特典が受けられます。	子育て支援課
病児・病後児保育利用料の 補助	多子世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、一定の所得に満たない世帯の第2子以降の利用料を一部助成します。	子育て支援課

(3) 特別な配慮を必要とする家庭への支援

【現状と課題】

障害等により特別な配慮が必要な子どもの育ちのためには、一人ひとりの発達状況や障害特性に応じた専門的かつ総合的な支援が必要です。そのためには、地域での保健・医療・福祉及び教育等の分野の円滑な連携による成長・発達に応じた支援が求められます。

また、子どもに関する相談件数の増加とともに、児童虐待に伴い個別に支援を必要とする家庭も増えており、児童虐待の通告等に対応する一方で、様々な事情を抱える家庭に対して的確な支援を行う必要があります。

このほか、外国人につながる子どもに対応するため、国籍にかかわらずお互いの多様性を認めあう環境づくりが必要です。

【今後の方向性】

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各分野が連携し、情報を共有しながら、個々の発達の状況に応じた切れ目のない支援を行います。

また、児童虐待や子どもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応が求められている中、子どもが安心して生活できるよう関係機関が連携し、未然の発生予防をはじめ、早期発見、早期対応、各種支援に取り組みます。

【施策の内容】

① 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもや発達障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心した生活を送ることができるようにするために、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した支援に努めます。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
障害や発達障害の早期発見と対応支援	障害及び発達障害について、乳幼児健診や各種相談などの場を通じて発見に努め、早期の対応につなげていきます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課
障害や発達障害児の支援に向けた連携体制の構築	障害及び発達障害について、個に応じた適切な支援ができるよう体制の構築を継続していきます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育園などへの訪問支援のサービスについて、関係機関との密接な連携により、円滑なサービス提供に努めます。	福祉課

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
障害児入所支援事業	県児童相談所との連携により、必要なサービスにつなげていきます。	福祉課
特別支援教育の充実	各学校の特別支援教育支援員の充実や特別支援教育コーディネーターの養成などにより、特別支援教育の充実を図ります。 また、就学前から卒業後の就労まで長期的視点から、相談・支援を行います。	学校教育課
医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援にかかわる行政機関や事業所等の担当者が、継続的に意見交換や情報共有を図る協議会の場を設け、連携体制の構築を進めます。	福祉課 健康推進課
障害児団体との連携	障害のある子を抱える家庭との連携を深めるよう努めます。	福祉課 社会福祉協議会

② 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は何よりも早期発見が第一であり、正しく積極的な対応が重要であるため、要保護児童対策地域協議会が中心となって、保健・福祉・教育の担当部署や医療や司法の関係機関等が連携を密にし、啓発活動による児童虐待の防止と、早期発見・早期対応に努めます。あわせて、町における相談体制を強化するため、こども家庭総合支援拠点を設置します。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
子ども虐待防止の意識啓発	広報や講演会等により、意識啓発を図り、児童虐待の防止に取り組みます。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
児童虐待の未然防止・早期発見	児童虐待等の未然防止や早期発見を目的に、相談及び連携体制の強化や町民への周知を図ります。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による支援を行います。	
子どもの権利擁護の推進	啓発活動を通じて、子どもたちが本来持つ権利を尊重するとともに、必要な保護を効果的に実施し、「子どもの最善の利益」の実現を目指します。	子育て支援課 学校教育課 町民課

③ 子どもの貧困対策の推進

国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」及び県の貧困対策計画を踏まえ、地域に応じた施策を実施し、子どもの貧困対策を推進します。

実施事業	取組の内容・方向	担当課
ひとり親家庭等学習支援事業	基礎学力の向上等を図り、将来の安定的な職業と自立の促進につなげることを目的として、県が実施する生活保護世帯等の子どもに対する学習支援事業と一体的に実施しており、生活保護・就学援助・教育費負担軽減奨学金・児童扶養手当または就学援助受給世帯の小学校1年生から高校3年生までの希望する児童・生徒に対し、教員OBや学生等が学習支援を行います。	子育て支援課 社会福祉協議会
就学援助	経済的な理由によって小学校及び中学校に就学させることが困難な児童・生徒の保護者に対し、その就学に必要な費用の一部を助成します。	学校教育課
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児の健康状態のチェックのほか、母親の状況や養育環境を把握し、助言・相談を行います。また、支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整も行います。	健康推進課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、情報交換・支援内容に関する協議を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
ひとり親家庭等の就労サポート	保護者に対する就業の支援として、県や公共職業安定所等と連携し、母子、父子自立支援員の紹介や就業支援講習会等の情報提供を行います。	交流経済課 子育て支援課
児童扶養手当	父母の離婚などによるひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の子ども及び親の医療費の一部を助成し、保護者の負担を軽減します。	子育て支援課
ひとり親家庭放課後児童支援事業	各放課後児童クラブにおいて、ひとり親家庭に対する保育料の軽減等を行います。	子育て支援課
総合相談事業	生活困窮家庭の相談、支援について、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。	福祉課 社会福祉協議会 子育て支援課 健康推進課

(4) 子どもの遊び場・居場所の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育て支援として効果の高いと考えられる施策として、「子どもの遊び場・居場所の整備」を求める割合が64.4%と高く、多くの子育て家庭が子どもの遊び場や居場所の整備を望む現状にあります。

【今後の方向性】

地域子育て支援センター事業や児童センター事業などの既存事業の遊び場等について情報提供を行うとともに、子育て家庭からのニーズが高い子どもの遊び場・居場所の整備を検討します。

【施策の内容】

多様な媒体を活用し、子どもの遊び場等について情報提供を行うほか、子ども向け屋内遊戯施設の整備検討を行います。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	未就園児親子対象のひろばや子育て情報の提供、相談の実施等、在宅親子の子育て支援を行います。支援の充実に向けて、施設開放時間の延長や土曜・日曜の開所を検討します。	子育て支援課
児童センター事業	児童の健全な遊びと子育て世代の支援として各種事業を実施しています。今後も各種事業のさらなる充実を図りながら、児童の遊び場、居場所、育児支援の場となるよう努めます。	子育て支援課 児童センター
放課後児童健全育成事業	保護者が就業などにより昼間家庭にいない小学生の健全育成と保護者の子育てと仕事の両立を支援するために放課後児童クラブを設置しています。よりよい居場所となるよう、処遇改善等による支援員の確保、勉強会や研修会などによる資質向上、安全な施設の環境維持に取り組みます。	子育て支援課
放課後子ども教室	小学校に就学している児童を対象として、放課後等に小学校などの安全・安心な子どもの活動拠点において、地域住民の参画を得て、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。	生涯教育課
放課後子ども総合プラン	地域住民の参画を得て、町内すべての小学校区で実施している放課後子ども教室について、放課後児童クラブと連携し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。	生涯教育課 子育て支援課
子どもの遊び場・居場所の整備	子育て家庭からのニーズが高い、子ども向け屋内遊戯施設の整備を検討します。	子育て支援課
不登校児童の居場所	学校に通うことが極めて困難な児童生徒には、学校以外の居場所として適応指導教室の設置や情報提供・支援方法について今後も研究を進めていきます。	学校教育課

(5) 相談体制・情報提供の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てに不安を感じている」と回答した保護者が50%に上ることから、子育てにあたっての不安解消に向けた相談体制の充実や効果的な情報提供に努めていく必要があります。

【今後の方向性】

身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、深刻な相談にも対応できる体制の充実を図ります。

また、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、ホームページや専用アプリ等を活用し、子育てに関する情報の発信を推進します。

【施策の内容】

親しみやすく相談しやすい体制とその充実を図るとともに、多様な媒体を効果的に活用し情報提供を行います。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
妊婦健康相談	妊娠や出産に関する様々な悩みについて、相談を聞きながら気持ちの整理をしたり、利用できるサービスの紹介など、保健師・管理栄養士が相談に応じます。 また、気軽に相談できるようインターネットによる相談の取り組みを検討します。	健康推進課
乳幼児健康相談	子どもの発育、発達、食事に関することなど、育児に関する様々な相談に保健師・管理栄養士が応じ、不安解消に努めます。 また、気軽に相談できるようインターネットによる相談の取り組みを検討します。	健康推進課
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	未就園児親子対象のひろばや子育て情報の提供、相談の実施等、在宅親子の子育て支援を行います。支援の充実に向けて、施設開放時間の延長や土曜・日曜の開所を検討します。	子育て支援課
総合相談事業 (地域包括支援センター)	子どもの発達、疾患、障害福祉サービス、生活困窮など生活に関する相談支援を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課
子育て世代包括支援センター (利用者支援事業)	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、妊産婦等からの相談に応じるだけでなく、母子保健サービスと子育て支援サービスが一体的に提供できるよう、必要な機関と調整を行いながら、支援プランの作成などを行います。	健康推進課 子育て支援課

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
養育支援訪問事業	<p>関係機関などからの情報収集などにより把握した養育困難家庭で、養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、保健師などによる訪問により育児支援援助を実施しています。</p> <p>また、虐待の疑いがあるケースについては、要保護児童対策地域協議会で支援計画を検討し、支援します。</p>	<p>健康推進課 福祉課</p>
子ども家庭総合支援拠点の設置	<p>子どもとその家庭・妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による支援を行います。</p>	<p>福祉課 健康推進課 子育て支援課 学校教育課</p>
就学前教育相談	<p>子どもの就学に向けての不安を解消するための相談や支援の強化を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
教育相談	<p>小・中学生の家庭における子育てに関する悩みや不安を解消し、解決に向けて支援します。</p>	<p>学校教育課</p>
教育センターにおける相談事業	<p>専門機関や関係機関との連携を強化し、きめ細やかに相談に応じられる体制づくりに努めます。</p>	<p>学校教育課</p>
子育て情報の提供	<p>子育て情報を必要としている人に、適時、適切に情報提供ができるよう、広報誌、ホームページ、Facebookのほか、子育てアプリを活用し、情報提供を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>

基本目標3 地域ぐるみで子育てを支援する環境づくり

(1) 地域の子育て支援体制の充実

【現状と課題】

第1期計画期間中、地域子育て支援センター事業の強化、利用者支援事業の実施に加え、預かり保育や病児・病後児保育事業等を拡充し、多くの家庭で利用がありました。

第2期計画においても、これらの事業を一層発展、拡大することにより、育児の孤立化を防ぎ、地域ぐるみで子育てを支えていく体制づくりが求められています。

【今後の方向性】

各種子育て支援事業について、住民のニーズにあわせた事業の強化を目指し、人材の確保育成など必要な対策を実施します。

【施策の内容】

各地域で子育て支援サービスを実施しており、実績をあげています。子育て家庭を支援する基本的な事業であることから、町民ニーズに対応する事業の実施を継続、充実に努めます。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
地域子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)	未就園児親子対象のひろばや子育て情報の提供、相談の実施、子育てサークルの育成等、在宅親子の子育て支援を行います。支援の充実に向けて、施設開放時間の延長や土曜・日曜の開所を検討します。	子育て支援課 社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員と提供会員との連絡・調整等の実施により、地域における育児の総合援助活動を推進します。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など、多様なニーズへ対応するとともに担い手不足の対応を検討します。	子育て支援課 社会福祉協議会
児童センター事業	児童の健全な遊びの確保、健康増進、情操等を高めるため、各種事業を実施しています。今後も児童の遊び場、居場所、育児支援の場となるよう努めます。	子育て支援課 児童センター
子育て支援機関の連携強化 (子ども未来支援ネットワーク)	支援関係施設の相互交流活動、子育て支援関係職員の資質向上、関係機関及び団体との連携、意見交換の場を定期的に関催し、相互の学びにつなげることで、保護者に応じた子育て支援を行います。	福祉課 健康推進課 子育て支援課

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
放課後児童健全育成事業	保護者が就業などにより昼間家庭にいない小学生の健全育成と保護者の子育てと仕事の両立を支援するために放課後児童クラブを設置しています。よりよい居場所となるよう、処遇改善等による支援員の確保、勉強会や研修会などによる資質向上、安全な施設の環境維持に取り組みます。	福祉課 子育て支援課
児童厚生員等研修事業	児童センター職員が、児童健全育成のために必要な技術や専門性を身につけるために研修会に参加します。	子育て支援課

(2) 多様な学習機会の提供

【現状と課題】

家庭、地域、学校がそれぞれの役割のもとに連携し、地域ぐるみで子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を高める必要があります。各種の活動の場の整備や生涯学習等における各種講座などの充実が求められます。

【今後の方向性】

地域の実情に応じた学習機会の創出や体験活動を通じた心豊かな子どもの育成に努めます。

【施策の内容】

放課後子ども教室や各種講座などを通して学習機会の充実を図ります。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ふるさと教育の推進	郷土を知り郷土を愛する心や、誇りに思ふ心をはぐくむ教育を推進します。	学校教育課
子ども郷土史講座の開催	地域の歴史や民俗文化に興味をもってもらえるよう子ども郷土史講座を開催します。	生涯教育課
放課後子ども教室	小学校に就学している児童や不登校の児童を対象として、放課後等に小学校などの安全・安心な子どもの活動拠点において、地域住民の参画を得て、多様な体験活動、交流等の機会を提供することにより、児童の自主性、社会性及び創造性の向上を図ります。	学校教育課 生涯教育課
放課後子ども総合プラン	地域住民の参画を得て、町内すべての小学校区で実施している放課後子ども教室について、放課後児童クラブとの連携し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。	子育て支援課 生涯教育課
芸術文化に関する教育活動の推進	乳幼児や児童生徒を対象とした、芸術文化の鑑賞・体験学習を積極的に取り入れます。	生涯教育課
キャリア教育の推進と拡充	ボランティア活動、職場体験など様々な体験活動の充実により、児童・生徒一人ひとりが望ましい勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育を推進します。 また、発達段階に応じて自己の将来の生き方や進路を主体的に選択できる能力・態度の育成に努めます。	学校教育課

(3) 子育てしやすい生活環境づくり

【現状と課題】

子育て中の保護者は、家庭内だけではなく、外出時も様々な負担がかかります。

道路環境の整備や公園の整備等の基盤整備は時間と経費を要することから、利用頻度・必要度合いを踏まえ、計画的な整備により安全な環境づくりを進めていきます。

【今後の方向性】

子どもたちと子育て家庭が、安心して外出できる環境づくりに努めます。

【施策の内容】

施設のバリアフリーや育児スペースの確保など、安心して外出できる環境づくりに努めます。また、安心して遊べる公園づくりに努めます。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
施設のバリアフリー化	道路や公園を中心にバリアフリー化に対応するなど、安全な施設づくりに努めます。道路の危険箇所や段差の解消を進めます。	都市建設課
公共施設への育児スペースの整備	乳幼児を連れた親子の利用を考え、新築・改築時に、育児用スペースや子ども用のトイレなどの設備の整備に努めます。	都市建設課
「赤ちゃんの駅」の設置推進	授乳やおむつ替えなどができるスペースの愛称で、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境づくりを進め、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を目指します。	子育て支援課
公園の整備	公園の安全性の確保のため、遊具などの点検、補修、更新や樹木の剪定等を行い、親子が安全・安心に利用できる公園整備を目指します。	都市建設課
三世代ファミリー同居等促進事業	世代間で助け合いながら子育てする三世代同居または50m以内で準同居を始める世帯に対して、住宅の新築及びリフォームに要する費用の一部を支援します。	企画財政課

(4) 子どもが安全に過ごせる環境づくり

【現状と課題】

近年、子どもを狙った犯罪や痛ましい事故などが多発し、子どもの安全・安心が脅かされつつあります。

子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないように、地域や学校、関係機関が連携して安全・安心な環境づくりに取り組むことが求められます。

【今後の方向性】

子どもと子育て家庭が地域の中で安心して暮らせるよう、交通安全対策や防犯対策を継続して実施していきます。また、防災対策についても、施設の耐震化を進めるなど安心できる体制づくりを進めるとともに、災害時の要配慮者としての妊婦や乳幼児に対する避難対策などに取り組めます。

【施策の内容】

子どもがのびのびと安全に過ごすことができるよう、交通安全対策、防犯対策、防災対策を実施します。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
交通安全	児童・生徒の交通安全意識の高揚を図るため、各種交通安全教室を実施するほか、警察署や交通安全協会と連携した交通安全活動を推進します。 また、キッズゾーンをはじめ、交通安全施設や道路などの改良により安全な道路環境づくりに努めます。	交流経済課 子育て支援課
防犯対策	警察署、学校、PTA、地域の防犯ボランティアなどとの連携により、防犯パトロールを実施するほか、防犯ブザーを配布などして犯罪の未然防止に努めます。また、メール配信サービスにより、不審者情報に関する情報発信を行います。	交流経済課 学校教育課
子ども110番の家	子ども110番の家の協力家庭や事業所と連携し、周知を図るとともに、多くの協力者を得るよう努めていきます。	交流経済課
防災対策	保育園等のほか、学校などにおいて防災訓練を定期的に行うなど防災対策を強化します。 また、教室など既存の事業を活用しながら、妊産婦や乳幼児への防災対策の普及啓発を行います。	学校教育課 子育て支援課 健康推進課 福祉課 総務課

(5) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【現状と課題】

子育て世代が、子育てや仕事に関して希望を実現できるようになるためには、子育てと仕事を両立できる社会環境をつくっていくことが重要です。

子どもとかかわる時間が相対的に減少していく中で、子育ての質を担保していくためには、家庭の子育て力を底上げするための支援に取り組んでいくことも重要です。

【今後の方向性】

子育て家庭に、雇用環境の改善・整備に関する支援施策について周知するとともに、町内各事業所との連携により、仕事と育児が両立できる労働環境の改善に努めていきます。

【施策の内容】

① ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発

ワーク・ライフ・バランスについて、社会的な理解を深め仕事と家庭生活との両立が実現できるような雇用環境や職場環境づくりの推進のための広報・啓発活動を行います。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	仕事と家庭生活のバランスを取って生活できるよう、ワーク・ライフ・バランスについて広報活動を行っていきます。	交流経済課 子育て支援課
雇用・労働に関する制度等の周知啓発活動	町内の事業所に対して、町商工会と連携し、「働き方改革」や「健康経営」など、就業環境の向上に関する法令や制度等の周知啓発を行い、実践につなげます。	交流経済課 子育て支援課
男女共同参画事業	男女双方が、その特性に応じて共同で子育てや家事に取り組むことができるよう啓発活動やイベントを開催します。	総務課

② 若者の自立の促進

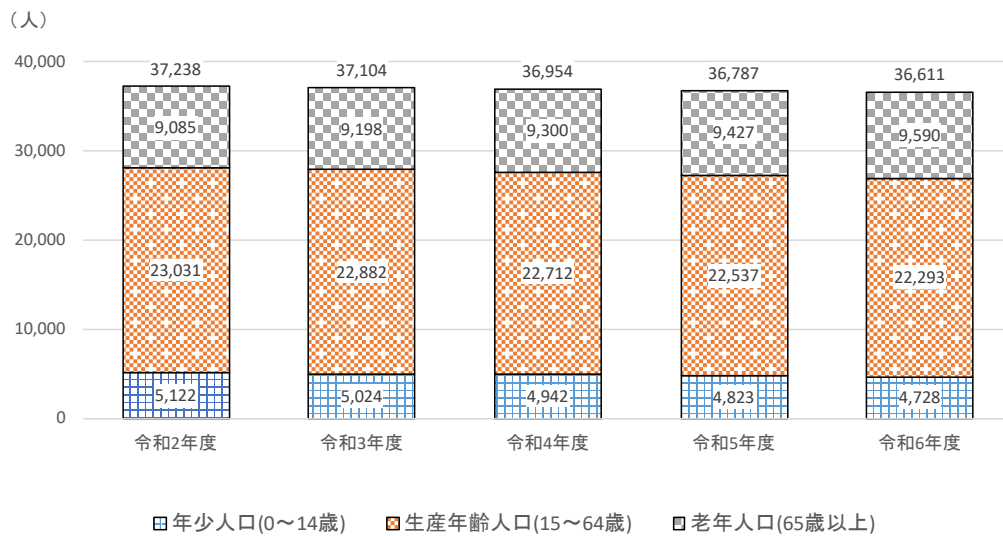
子どもを取り巻く環境の変化と同様に、働き方の多様化や未婚率の上昇等、若者を取り巻く環境も大きく変化しています。

晩婚化や非婚率の上昇に対応するため、結婚を希望する男女に結婚の相談や出会いの場を創出します。

実施事業	取り組みの内容・方向	担当課
結婚相談事業	結婚推進員を通じて、結婚の相談やお相手の紹介を行います。また、婚活パーティーなども開催します。	企画財政課

第5章 子ども・子育て支援事業の 事業量の見込みと提供体制

○総人口の推計



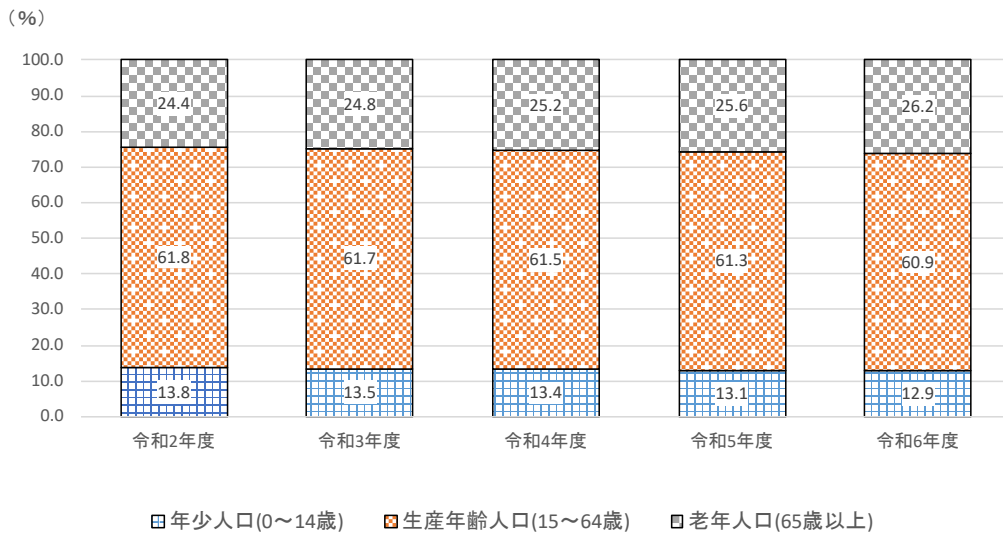
本町の総人口は、令和2年度以降減少を続け、本計画最終年の令和6年度では36,611人になると予想されます。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、令和2年度以降減少を続け、令和6年度では年少人口は4,728人、生産年齢人口は22,293人になると予想されます。

一方、老年人口（65歳以上）は令和2年度以降増加を続け、令和6年度では9,590人になると予想されます。

このため、本町では今後も少子高齢化が進行していくと考えられます。

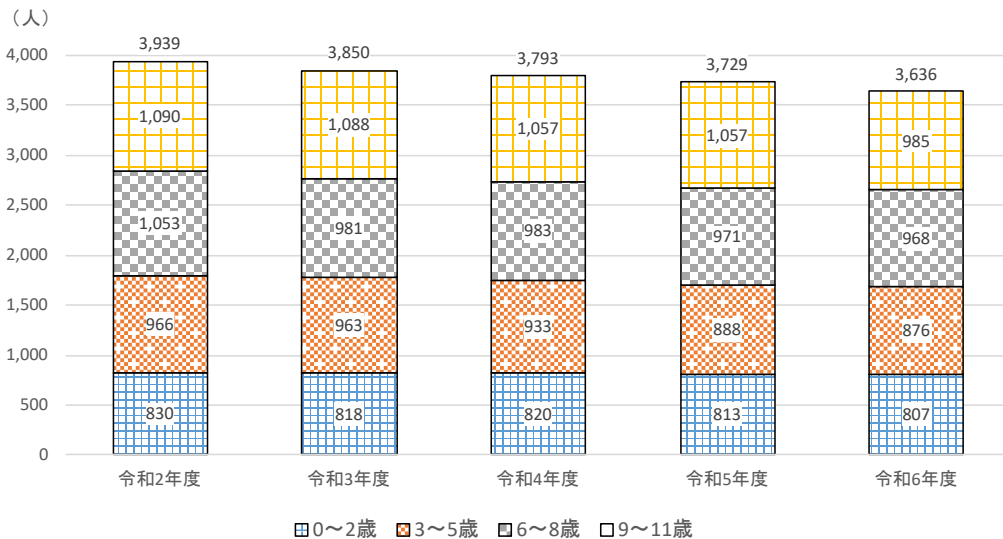
〇年齢3区分別推計人口割合



本町の総人口推計を年齢3区分別人口割合で見ると、令和2年度以降、年少人口及び生産年齢人口は、人口減少に伴って人口割合も低下していきます。本計画最終年の令和6年度では、年少人口割合は12.9%、生産年齢人口は60.9%になると予想されます。

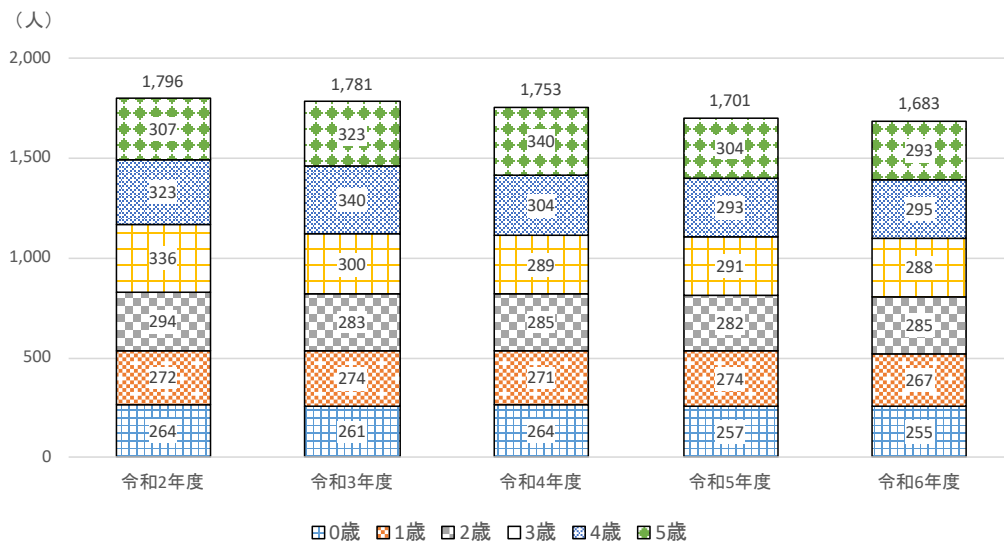
一方、老年人口割合は、令和2年度以降、人口増加に伴って人口割合も増加していき、令和6年度では26.2%になると予想されます。

〇児童人口（0～11歳）の推計



本町の児童人口（0～11歳）は、令和2年度以降減少を続け、本計画最終年度の令和6年度では3,636人になると予想され、令和2年度の3,939人から約300人減少すると考えられます。

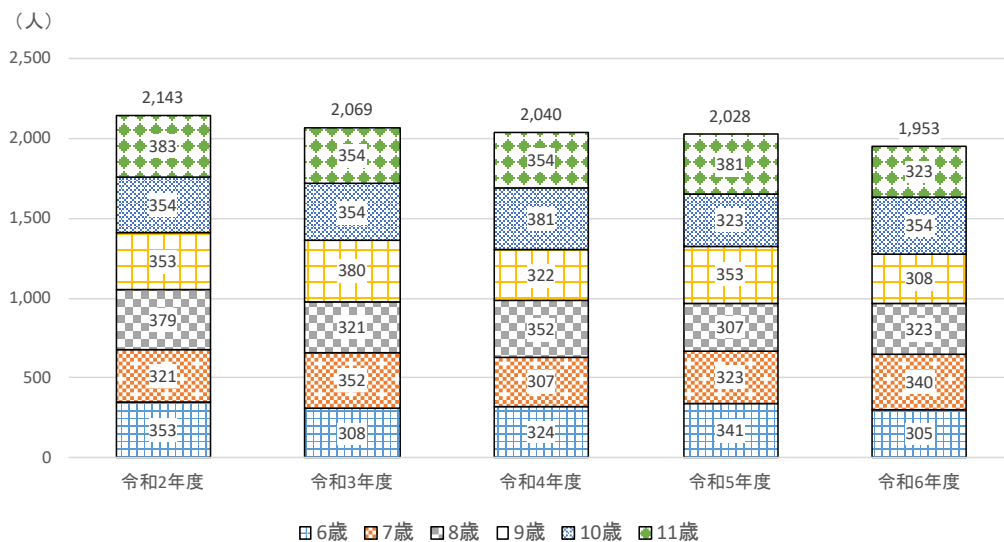
〇〇～5歳人口の推計



本町の0～5歳人口は、令和2年度以降減少していき、本計画最終年の令和6年度では1,683人になると予想され、令和2年度の1,796人から約100人減少すると考えられます。

0歳人口については、令和2年度から令和4年度にかけて横ばいで推移しますが、令和5年度以降は減少していき、令和6年度では255人になると予想されます。

〇6～11歳人口の推計



本町の6～11歳人口は、令和2年度以降減少していき、本計画最終年の令和6年度では1,953人になると予想され、令和2年度の2,143人から約200人減少すると考えられます。

第2節 教育保育・提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、町全域を細かい範囲で設定すると、区域を越えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となるおそれがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

第1期計画では、地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを鑑み、将来的な子どもの数、保育園等の園児数や地区ごとの子どもの人数等を考慮し、町全体を1区域として教育・保育提供区域を設定しました。

第2期となる本計画においては、第1期計画の評価と昨今の本町の子育てに関する状況を勘案し、引き続き町全域を1つの単位とします。

1) 教育・保育の実施区域

本町全域を1つの区域とします。

2) 地域子ども・子育て支援事業の実施区域

教育・保育の実施区域と合わせ、本町全域を1つの区域とします。

第3節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の考え方

(1) 認定区分と家庭類型

○認定区分

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

【教育・保育給付認定】

認定区分	支給要件	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 小規模保育事業等

○家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と母親の就労意向を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

【家庭類型区分図】

母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
父親	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未 64時間以上	64時間未満	
	1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	タイプB	タイプC		タイプC'
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		
	120時間未満 64時間以上	タイプC'	タイプE'		
64時間未満					
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	タイプD			タイプF	

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、令和元年度に実施した「津幡町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、認定区分や提供区域単位で量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

① 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

○幼稚園

3歳から小学校入学までの幼児に対して教育・保育を行う施設です。

○保育園

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって教育・保育を行う施設です。

○認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持つ施設です。

○地域型保育事業

保育園より少人数の単位で、保育が必要な3歳未満の子どもを保育する事業です。小規模保育、事業所内保育があります。

○認可外保育施設

児童福祉法に基づく県知事などの認可を受けていない保育施設です。児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しており、町も同行しています。

また、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置し、国が助成を行う企業主導型保育事業があります。従業員の子ども以外の子どもを受け入れる地域枠を設置することができます。

（確保方策においては、県の立入調査結果により問題がないと判断された施設の地域枠分とします。）

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業名	本 町 事 業
(1) 延長保育事業	◇ 保育園・認定こども園での延長保育事業
(2) 放課後児童健全育成事業	◇ 放課後児童クラブの整備・運営
(3) 子育て短期支援事業	◇ ショートステイ事業
(4) 地域子育て支援拠点事業	◇ 子育て支援センター運営事業
(5) 一時預かり事業	◇ 保育園・認定こども園等での一時預かり事業 ◇ 幼稚園での預かり保育事業
(6) 病児・病後児保育事業	◇ 病児・病後児保育事業
(7) 子育て援助活動支援事業	◇ ファミリー・サポート・センター事業
(8) 利用者支援事業	◇ 子育て世代包括支援センター事業
(9) 妊婦健康診査	◇ 妊婦健康診査
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	◇ 乳児家庭全戸訪問事業
(11) 養育支援訪問事業	◇ 保健師による訪問支援 ◇ 産前産後ヘルパー派遣事業

*地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」は、量の見込み等を作成する事業からは対象外となっています。

また、「放課後子ども教室推進事業」、「放課後子ども総合プラン事業」については、アンケート調査に基づき量を見込むものではありませんが、確保方策や今後の方向性を明記します。

※量の見込み算出フロー

ステップ1

◆推計児童数の算出（※コーホート変化率法）

ステップ2

◆家庭類型の算出

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類（99ページ参照）

ステップ3

◆潜在家庭類型の算出

ステップ2の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向（本計画では母親の就労意向）を反映させてタイプを分類

ステップ4

◆潜在家庭類型別の対象児童数の算出

将来推計児童数と潜在家庭類型を掛け合わせ、事業ごとの対象児童数を算出

ステップ5

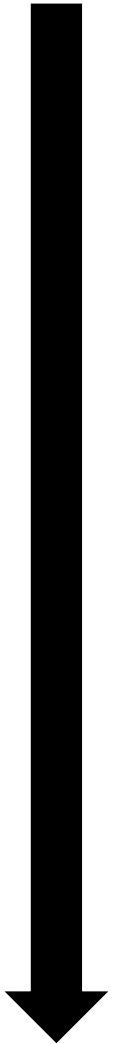
◆利用意向率の算出

アンケート調査での各事業の回答者数を利用希望者数で割り、利用意向率を算出

ステップ6

◆ニーズ量の算出

各事業の対象となる対象児童数に利用意向率を掛け合わせ、ニーズ量を算出



第4節 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 教育ニーズ：1号認定及び教育ニーズが強い2号認定

教育を必要とする1号認定及び教育ニーズが強い2号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1号認定	210	210	205	199	196
	教育ニーズが強い2号認定	34	34	32	31	31
	他市町受託分	10	10	10	10	10
	①合計	254	254	247	240	237
確 保 方 策	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	284	284	124	124	124
	確認を受けない幼稚園※	215	215	215	215	215
	他市町委託分	36	36	36	36	36
	②合計	535	535	375	375	375
差(②-①)		281	281	128	135	138

※確認を受けない幼稚園・・・子ども・子育て新制度に未移行の幼稚園

【事業量の確保策】

令和2年度以降、3～5歳児人口の減少とともにニーズは減っていくと考えられます。現在の提供体制でニーズを確保できていく見込みとなっていますが、引き続き教育ニーズに対応できる体制の維持に努めます。

(2) 保育ニーズ：2号認定

保育を必要とする2号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	2号認定	769	767	741	705	695
	町外受託分	6	6	6	6	6
	①合計	775	773	747	711	701
確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	841	841	841	841	841
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	町外委託分	12	12	12	12	12
	②合計	853	853	853	853	853
差 (②-①)		78	80	106	142	152

【事業量の確保策】

令和2年度以降、3～5歳児人口の減少とともにニーズは減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していくためにも、既存施設の保育卒定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（事業所内保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

(3) 保育ニーズ：3号認定

3号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	3号認定	590	584	584	581	577
	町外受託分	11	11	11	11	11
	①合計	601	595	595	592	588
確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	589	589	589	589	589
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	12	12	12	12	12
	町外委託分	19	19	19	19	19
	②合計	620	620	620	620	620
差(②-①)		19	25	25	28	32

【事業量の確保策】

令和2年度以降、0～2歳児人口の減少とともにニーズは減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していくためにも、既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

(3) -1 保育ニーズ：0歳児

3号認定のうち、0歳児の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	3号認定 0歳児	150	149	150	147	145
	町外受託分	5	5	5	5	5
	①合計	155	154	155	152	150
確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	148	148	148	148	148
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	4	4	4	4	4
	町外委託分	5	5	5	5	5
	②合計	157	157	157	157	157
差 (②-①)		2	3	2	5	7

【事業量の確保策】

令和2年度以降、0歳児人口の減少とともにニーズは減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していくためにも、既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

(3) - 2 保育ニーズ：1・2歳児

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果並びに過去の需要等も踏まえると、概ね以下のように推移すると予想されます。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	3号認定 1～2歳児	440	435	434	434	432
	町外受託分	6	6	6	6	6
	①合計	446	441	440	440	438
確 保 の 方 策	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	441	441	441	441	441
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	8	8	8	8	8
	町外委託分	14	14	14	14	14
	②合計	463	463	463	463	463
差 (②-①)		17	22	23	23	25

【事業量の確保策】

令和2年度以降、1・2歳児人口の減少とともにニーズは減っていくと考えられますが、今後も安定して供給量を確保していくためにも、既存施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

(4) 3号認定保育利用率

計画期間中の0～2歳児推計人口に対する、町内3号認定子どもの幼保施設及び特定地域型保育事業の利用定員の割合（保育利用率）は、以下のようになります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳児推計人口（人）	830	818	820	813	807
3号認定利用定員数（人）	582	582	582	582	582
3号認定保育利用率（％）	70.1	71.1	71.0	71.6	72.1

第5節 子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	800	793	781	758	751
②確保の方策	800	793	781	758	751
実施箇所数	12	12	12	12	12
差(②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

延長保育については、令和2年度以降ニーズが減少していくと予想され、計画期間中はニーズ量を確保できる見込みとなっています。

今後も町内各保育園の協力を得て当該事業を実施し、18時以降の保育利用希望に対応して実施します。

(2) 放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量 の 見 込 み	1年生	184	175	174	173	168
	2年生	148	141	140	139	135
	3年生	138	132	130	129	126
	4年生	84	80	79	79	77
	5年生	85	81	80	80	78
	6年生	76	72	72	71	69
	①合計	715	681	675	671	653
確 保 方 策	②確保の方策	726	726	726	726	726
	実施クラブ数	16	16	16	16	16
差(②-①)		11	45	51	55	73

【事業量の確保策】

放課後児童クラブについては、令和2年度以降ニーズが減少していくと予想され、計画期間中はニーズ量を確保できる見込みとなっています。

少子化による小学生の数の減少も見込まれるため、量の確保から質の向上を目指す時期に入っています。

(3) 子育て短期支援事業

(ショートステイ、トワイライトステイ)

【事業概要】

ショートステイ : 保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイ : 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり子どもの養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の方策	0	0	0	0	0
実施箇所数 (町外)	3	3	3	3	3
差 (②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、ニーズ調査からは量の見込みがありませんでした。

利用施設は町内になく、問い合わせに対しては町外の施設を紹介しています。今後も引き続き、利用希望者に対しては町外の施設の紹介を行います。

(4) 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人回、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15,000	14,800	14,834	14,725	14,580
②確保の方策	15,000	14,800	14,834	14,725	14,580
実施箇所数	7	7	7	7	7
差 (②－①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

地域子育て支援拠点事業については、令和2年度以降ニーズが減少していくと予想され、計画期間中はニーズ量を確保できる見込みとなっています。

今後も既存施設の利用により、ニーズに対応します。

(5) 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日、箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	36,000	35,615	35,235	34,858	34,485
②確保の方策	36,000	35,615	35,235	34,858	34,485
実施箇所数	10	10	10	10	10
差 (②－①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

幼稚園における一時預かりについては、令和2年度以降ニーズが減少していくと予想され、計画期間中はニーズ量を確保できる見込みとなっています。

今後も既存の幼稚園及び認定こども園の一時預かりにより、ニーズに対応します。

(6) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人日、箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	350	350	350	350	350
②確保の方策	350	350	350	350	350
実施箇所数	11	11	11	11	11
差（②－①）	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業などは、主に保育園や認定こども園の一時預かり事業のほか、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどの事業が対象となります。

計画期間中はニーズが見込まれるため、引き続き子育て支援センター機能の強化のほか、地域型保育給付事業などの保育の担い手の確保に努めるなど、多様な担い手の確保に努め、ニーズに対応していきます。

(7) 病児保育・病後児保育

【事業概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にあるお子さんを、一時的に看護師、保育士がいる専門施設においてお預かりする事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	900	900	900	900	900
②確保の方策	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
差(②-①)	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710

【事業量の確保策】

本町では、寺尾保育園、ちいろばこども園、住吉こども園の、町内3つの園で病後児保育を実施しています。

病児保育については、内灘町の金沢医科大学病院で実施しています。

量の見込みがうかがえることから、今後も保護者のニーズに応えることができる体制を構築していきます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と協力したい人(提供会員)が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校4年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	220	220	220	220	220
②確保の方策	220	220	220	220	220
差(②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

就学児のファミリー・サポート・センターの利用については、計画期間中も一定量の利用が見込まれます。

子育て支援センターなど代替事業の充実により利用者のニーズに対応していきます。

(9) 利用者支援事業

【概要】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように相談支援等を行う事業です。「基本型」、「特定型」、「母子保健型」の3種類があります。

本町では現在、「基本型」及び「母子保健型」の事業を実施しており、子育て支援課、健康推進課の窓口にて対応しています。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の方策	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

今後も、子育て支援課、健康推進課で事業実施を継続していきます。

(10) 妊婦健診

【事業概要】

妊婦健診は、母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	270	270	270	270	270
②確保の方策	270	270	270	270	270
差(②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

妊婦健診について、計画期間中は二ーズ量を確保できる見込みとなっています。石川県内の産婦人科の病院または、診療所で受診できる体制を維持します。

(11) 乳児家庭全戸訪問

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	264	261	264	257	255
②確保の方策	264	261	264	257	255
差 (②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

対象者は、人口推計による0歳児の数であり、その年に出生するすべての乳児を対象としています。0歳児人口の減少に伴い、量の見込みも減少していくと予想されます。

今後も健康推進課で助産師などを確保し、母子保健事業で対応します。

(12) 養育支援訪問

【概要】

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	80	80	90	90	90
②確保の方策	80	80	90	90	90
差 (②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

養育支援訪問事業は乳児家庭全戸訪問事業の結果、うつ状態にある母親などの把握を行い、これを養育支援訪問事業に引き継いでいきます。

ニーズが見込まれるため、今後も町の保健師による相談支援、ヘルパーによる育児・家事援助の充実を図ります。

(13) 放課後子ども教室推進事業

【事業概要】

町内の小学校において、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、児童とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保の方策	8	8	8	8	8
差 (②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

現在、本町では町内8か所で放課後子ども教室を実施しています。
今後も継続して当該事業を行っていきます。

(14) 放課後子ども総合プラン事業

(一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施)

【概要】

同一の小学校内において実施している放課後子ども教室に、放課後児童クラブを利用している児童が参加できるようにする取り組みです。

【量の見込みと確保の内容】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保の方策	8	8	8	8	8
差 (②-①)	0	0	0	0	0

【事業量の確保策】

現在、本町では町内8か所で「新・放課後子ども総合プラン」に基づく事業を実施しています。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように、放課後子ども教室、児童センター、学校や地域と一体的にまたは連携して事業を実施し充実を図ります。

(15) その他のサービス

●実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について低所得者に対して、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

事業の導入については、国や県の近隣市町の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握しながら検討します。

●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本町では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていることから、現時点では民間事業者の参入は想定しておりません。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

第1節 計画の周知徹底

(1) 子どもへの周知

この計画は、子どもが豊かな心と主体的に生きるたくましい力をはぐくみ、それぞれの夢に向かって自立できる環境づくりを目指しています。

子どもの主体的・積極的な参画によりこの計画を推進するために、子どもたちの活動などを通じて、子どもに分かりやすくこの計画の大切さと必要性を伝えます。

(2) 周辺住民・団体などへの周知

この計画は、男女が互いに尊重し合い、助け合いながら家族全体で協力して、楽しく子育てができる家庭づくり、子どもがいきいきと遊び・学び・はぐくみ、子どもの保護者が安心・信頼して働き・生活でき、支え合える地域社会づくりを目指しています。

家庭、地域、企業などで地域住民などの主体的・積極的な取り組みを促進するために、広報誌・ホームページなどに掲載し、この計画の周知に努めます。

第2節 計画の推進体制

「津幡町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、庁内において年度ごとに各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県などの関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の目標事業量の達成状況などを把握、点検し、「PDCAサイクル」を確実に実行し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3) 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会とのかかわりをもっていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生児童委員、保健関係者、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが相協力して地域での子育て支援を推進します。

(4) 町民、企業に対する普及、啓発

現在、社会全体で子育て支援することが重要となってきています。そのため子育て支援策についての情報提供に努めるとともに、地域や企業に対しての子育て支援への理解、協力を求めます。

また、一定の規模の企業に義務付けられている一般事業主行動計画策定の推進を図ります。

第3節 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけの中で社会の一員としていくために必要な基本的な生活習慣や社会的模範を子どもに身につけさせる役割があります。

また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割をもち、男性と女性が共に家事や子育てに積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識を持つことが必要です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支えるという風土を築いていくことが必要です。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたちとのかかわりを持ち、社会性や連帯性を身につけていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

(3) 保育園や学校などの役割

幼稚園・保育園・認定こども園、学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団の中で生活するうえでの基本的な事柄を身につけさせるとともに、家庭や地域と十分連携を深めながら、多様な体験の機会を提供するなどして、豊かな人間性や社会性をはぐくむことが必要です。

また、学校教育の中では、家庭や子育ての重要性、男女が共同して子育てを行うことの意義の学びをとおして、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが必要です。

(4) 企業の役割

共働き世帯が増加する中で、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

(5) 行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域、企業などの理解を得、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性などを広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

第4節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の授業料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、年4回の支給を目安とし、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

資料編

資料編

(1) 子ども・子育て会議条例

津幡町子ども・子育て会議条例

平成26年3月13日
条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、津幡町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 子育て支援事業所関係者
- (4) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第5条 会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を要請し、意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町民福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2)子ども・子育て会議委員名簿

	機関	職名	氏名
1号委員	金沢学院短期大学	副学長	河内 久美子
2号委員	石川中央保健福祉センター	健康推進課長	新田 悦子
2号委員	津幡町学校教育研究会	代表	上野 幸代
3号委員	社会福祉法人吉竹福祉会 住吉こども園	園長	長戸 博英
3号委員	津幡町立つばた幼稚園	園長	山崎 昌美
3号委員	社会福祉法人津幡町社会福祉協議会	事務局次長兼 地域福祉課長	小原 千鶴
3号委員	津幡町地域子育て支援センター	主任保育士	加藤 美樹代
4号委員	社会福祉法人健心会 さくらこども園	保護者会代表	有田 真紀
4号委員	津幡町立中条東保育園	保護者会代表	早川 潤
5号委員	子ども会育成委員連絡協議会	会長	金尾 正
5号委員	津幡町学童保育連絡協議会	代長	東 克彦
5号委員	津幡町民生児童委員協議会	主任児童委員代表	武田 裕一
5号委員	公募		米村 恭子
5号委員	公募		加藤 裕介

(3) 子ども・子育て会議の開催

第1回

日時：令和元年7月29日（火） 13時30分～

場所：津幡町役場 2階 庁議室

内容：津幡町子ども・子育て会議会長職務代理の指名について

「津幡町子ども・子育て支援事業計画」について進捗状況等の報告

第2回

日時：令和2年2月17日（月） 13時30分～

場所：津幡町役場 2階 庁議室

内容：町立保育園 民営化計画の改訂について

「第2期津幡町子ども・子育て支援事業計画」について

第3回

日時：令和2年3月27日（金） 13時30分～

場所：津幡役場 2階 大会議室1

内容：「第2期津幡町子ども・子育て支援事業計画」について